

平成 27 年第 2 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 1 日目)

平成 27 年 6 月 22 日 (月曜日)

午前 9 時 30 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名 (4 名)
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 町政執行方針、教育行政執行方針
- 第 5 議案第 40 号 監査委員の選任について
- 第 6 議案第 37 号 平成 27 年度訓子府町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 7 議案第 38 号 平成 27 年度訓子府町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 8 議案第 39 号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 一般質問

○出席議員（１０名）

1 番 上 原 豊 茂 君
 3 番 河 端 芳 恵 君
 5 番 工 藤 弘 喜 君
 7 番 川 村 進 君
 9 番 堤 三樹磨 君

2 番 須 河 徹 君
 4 番 山 田 日出夫 君
 6 番 余 湖 龍 三 君
 8 番 西 森 信 夫 君
 10 番 西 山 由美子 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鍬 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
上下水道課長・建設課長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
選 挙 管 理 委 員 長	仁 木 範 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 森 谷 勇 君

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成27年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が4件、報告が4件であります。また、議会における選挙が1件、その他、議長からの報告が2件であります。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、須河徹議員、3番、河端芳恵議員、4番、山田日出夫議員、5番、工藤弘喜議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの3日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしておりますとおり議場においてもクール・ビズの実施ということで9月30日までの間、ノーネクタイ、また、上着の着用は自由ということで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。どうぞ上着を脱いでいただいても結構でございます。

それと私にとっても初の議会でありますので、議員の皆さまに一言お願いを申し上げます。皆さまは当然お手元にある議員必携ならびに訓子府町議会会議規則等々によって十分周知されていると思いますけれども、会議規則５４条にございます発言内容の制限等々ありますけれども、これらについて、規則にのっとって進めてまいりたいと思いますので、どうかもう一度ご確認をしながら、それぞれの発言に臨んでいただきたいというふうに思っております。もし、体調不良等によって席を離れるときには、私に報告の上、席を離れるようお願いいたします。質問等については、説明員も含めて簡潔・明瞭にということになってございますので、どうかその辺もご配慮いただくようよろしくお願いいたします。

◎行政報告

○議長（上原豊茂君） それでは、日程第３、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例町議会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第２回の定例町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

議会の開会に先立ちまして、概要を申し上げる前に一言ご挨拶をさせていただきます。

本年は我が国がポツダム宣言を受諾し、敗戦となってから節目の７０年の年を迎えました。国会では、安保法制や、あるいは集団的自衛権を巡って、かなり激しい議論を戦わしているところでございますし、昨日の自民党の幹事長の意向に沿いまして、今日はおそらく会期が９月までの大幅延長の中で戦後の日本の歩んできた道、そしてまた、これから歩むであろう我々の国の前途を与野党挙げて徹底した議論が行われることが予想されているところでございます。この節目の年に私どもの町議会が私も含めて統一地方選挙が行われ、町長も無投票、議員も無投票でこの議場に座っているということは、これも戦後の７０年の私どもの町議会、あるいは町政においても初めてのことでないかなと思われてなりません。その意味では、誠実に、そして謙虚に町政を執行していかなければならないということを私自身も後で申し上げる町政執行方針でも申し上げますけれども、節目の年であると同時に、これからの訓子府をどのように導き、あるいは進めていこうとするのかという真摯な議論と提案をお願いしながら、この第２回の定例町議会の朝を迎えたところでございますので、なにぶんにもよろしくお願いいたします。

さて、本定例議会の開会にあたりまして、提案しております概要を申し述べさせていただきます。

はじめに、人事案件でございますが、識見を有する監査委員１名が本年７月１６日付けをもって任期満了となりますことから、この監査委員の選任にご同意をいただきたく、提案をさせていただいているところでございます。

次に、条例の制定でございます。

地方税法等の改正に伴いまして、町税条例等の一部を改正する条例の制定を提案させていただきます。

次に、補正予算についてであります。

はじめに、一般会計でございますが、本年は統一地方選挙の年であり、本年度の当初予算は骨格予算となっておりましたので、今定例会では、政策的な予算を中心に2億5,160万9千円を追加し、補正後の一般会計予算総額を43億5,246万6千円とするこの提案をさせていただきます。

介護保険特別会計では、平成26年度支払基金交付金実績確定に伴う地域支援事業支援交付金131万6千円を介護給付費準備基金積立金に積み立て、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金にかかる歳入予算の組み替え、また、支払基金交付金及び国庫支出金等の前年度繰越金合わせて2,028万3千円を国庫支出金等返還金に充てることとし、合計で2,159万9千円を追加補正し、補正後の介護保険特別会計の予算総額を5億2,069万9千円とすることを提案させていただきます。

次に、報告でございます。

平成26年度予算のうち、この3月の第1回定例町議会において道営柏丘北地区農地整備事業予算、同じく、3月の第2回臨時町議会において、地方創生先行型および地域消費喚起型の2本の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を財源とする事業予算について、平成27年度に繰り越すことをご決定いただいておりますが、その繰越明許費繰越計算書の報告、同じく3月31日開会の第3回臨時町議会において、こども園建設事業の継続費補正について、ご決定いただいたところでございますが、平成26年度の年割額9億2,275万2千円を平成27年度に通次繰り越しすることとしましたので、継続費繰越計算書の報告。

平成26年度予算で計上し、既に契約しております日出市街2か所のバス待合施設整備について、大雪に伴い、道道整備工事が遅れたことから、年度内での実施および支払が完了しないため、平成27年度に事故繰り越しすることとし、その繰越計算書の報告。

また、訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例に基づき、平成26年度における寄付金等の運用状況の報告。

以上、議案4件、報告4件の詳細につきましては、副町長ならびに各担当課長等から説明をさせますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます、第2回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

続きまして、お手元に配付させていただきました行政報告を申し上げます。

教育費指定寄付金についてでございます。

この度、現在建設中の訓子府町認定こども園の整備に役立ててほしいと2件の教育費指定寄付金がありましたので、ご報告申し上げます。

1件目は、5月13日に旭町にお住まいの白崎照子様が訪問され、100万円のご寄付がございました。

これは長年、町の教育委員長を務められ、今年1月に亡くなられた故白崎隆誠氏が訓子府町の子どもたちの健やかな成長を願い、生前から家族にもお話をされていたもので、故人の意思によりましてのご寄付でございます。

2件目は、5月27日、高園にお住まいの大坪勝廣様が訪問され、100万円のご寄付がございました。

これは、長年、町議会議員を務められ、訓子府町の発展に寄与されたことが評価され、平成27年春の叙勲で旭日双光章を受章されたことを記念してのご寄付でございます。

改めまして、白崎様、大坪様のご功績に敬意を表しますとともに、ご厚意に心から感謝を申し上げるものでございます。

寄付金につきましては、こども園の整備に活用させていただくため、社会資本整備基金に積み立てることとし、この定例町議会で補正予算を提案させていただくことをご報告申し上げます、教育費指定寄付金の行政報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎町政執行方針、教育行政執行方針

○議長（上原豊茂君） 日程第４、菊池町長から町政執行方針、林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） 本年４月の統一地方選挙に伴い、平成２７年度当初予算につきましては骨格予算でありましたので、今議会において政策予算等の提案をさせていただくにあたり、本年度の町政執行方針を申し上げ、町民の皆さまと町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、はじめに、町政執行方針に臨む基本姿勢を申し上げます。

私が町長に就任してから、８年がたちました。

この間、国政に目を向けますと、私が就任した平成１９年５月、当時は自民党政権でしたが、平成２１年９月に民主党政権が誕生、平成２４年１２月には自民党政権へ移行し、この８年間で２度の政権交代があり、現在まで６度にわたって新たな内閣が誕生しました。

政権あるいは内閣の交代に伴い、国の施政方針がめまぐるしく変わり、国民生活や経済社会は、さまざまな影響を受け、地方においては、まちの将来につながる一貫した政策が立てにくい状況でもありました。

現政権は落ち着きを取り戻しておりますが、農業をはじめ、食の安全、医療、保険、公共事業など私たちの生活や地域経済に大きく影響を及ぼす「環太平洋経済連携協定」いわゆるＴＰＰの問題、集団的自衛権の行使や自衛隊派遣の任務・活動範囲を大幅に広げる安全保障法制問題、社会保障財源の確保に向けた平成２９年４月からの消費税率１０％への引き上げと家計負担の問題、社会保障費と地方交付税の削減を軸とする国の財政健全化の動きなど、歴史的にも日本は大きな局面を迎えております。

今年は、日本がポツダム宣言を受諾し、戦後７０年の節目の年ではありますが、我が国は、戦後、新しい日本国憲法制定と共に復興が成し遂げられましたが、特に基本的人権の尊重、憲法９条に象徴される平和主義、憲法９２条から９５条までの地方自治の規定など、民主主義の発展のために努力してまいりました。しかし、国内外から先の大戦の反省を迫られ、改めて我が国のありよう、さらに将来に向けて我が国が歩むべき道についての国民的議論が求められております。

また、平成２３年３月１１日には、日本を^{しんかん}震撼させた東日本大震災が発生し、地震と巨大な津波は、尊い人命、財産を奪ったばかりか、福島第一原子力発電所事故を引き起こすなど、想像を絶する甚大な被害をもたらし、４年たった現在も、ふるさとに帰ることのできない人たちが多数おり、今なお災害の爪痕を残しております。このことを発端とし、全

国的に災害への危機意識を高めただけでなく、これからのエネルギーをどうすべきかなど、環境資源問題に国を挙げてより具体的に取り組まなければならない時期を迎えております。

さて、私は、みんなで創る「訓子府の元気」と緊急提言を掲げ、この８年間、町政運営に全力を尽くしてまいりました。

１期目では、逼迫^{ひっばく}していた財政を立て直すことが急務と考え、町民生活を守り、将来のまちづくりにつながる施策にも配慮したなかで、副町長を配置せず、町長・教育長の給料大幅削減、一般職員の給与４％削減など痛みを伴う財政健全化策を推し進め、結果として４年間で借金である地方債借入金残高を約１９億５千万円減らし、貯金である基金については、７億７千万円積み増しすることができました。

また、町の元気づくりのため、住民自治を基本にした住民参画のまちづくり委員会の設置、ふるさとおもいやり寄付金制度の創設、町民の起業や活動の立ち上がりを支援する元気なまちづくり総合補助金の新設、定住促進空き家活用事業などに取り組む一方、安全・安心のまちづくりに向けては、いち早く各小学校の耐震補強に取り組み、子どもたちの健やかな成長を願うとともに子育てに悩む親たちのために子育て支援センターを開設、平成２０年度からは一般会計からの財源補填^{ほてん}により国民健康保険税負担水準維持に取り組んだところでございます。

２期目では、町民にやさしい町づくりをテーマに加え、高齢者の足を確保する高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援、訓子府福祉会が運営する特別養護老人ホーム「静寿園」の増床とデイサービス休憩室の拡張、子どもたちの放課後対策として児童センター「ゆめゆめ館」の建設、小学生までの医療費無料化、住環境リフォーム促進事業や店舗改修事業補助金の創設、また町の元気づくりにつなげようと、個人住民税の１％を原資にする「まちづくりパワーアップ特別対策事業」などにも取り組んでまいりました。

新たな３期目の挑戦にあたっては、これまでの「訓子府の元気づくり」の歩みを止めることなく、町民の皆さまと共に「すべての町民にやさしい町づくり」を目指し、引き続き町政を担っていく所存でございます。

平成２８年は、高知県人の方々が開拓の鋤を打ち下ろしてから１２０年の記念すべき年を迎えます。

今、全国的に人口減少社会に伴う「地方消滅論」や「農村消滅」が叫ばれ、厳しい状況は訓子府町も例外ではありません。

このような状況にあっても、明治３０年にこの地に入植された１３戸４５人の開拓者の方たちが原始林と厳しい大自然に立ち向かった「勇気」と「志」に学び、多くの難題から目をそむけることなく、地域の資源や町民の力を大切に、訓子府の未来を子どもたちに託し、「子どもたちの笑顔が輝く町づくり」に向け邁進^{まいしん}してまいります。

町づくり目標実現に向けた主な施策について申し上げます。

まず、１点目は「子育て世代が、安心して子どもを産み育てることができる町づくり」についてであります。

人口減少問題は、全国的に大きな課題であり、特に少子化は深刻な問題となっております。

１５歳未満の子どもの数は、今年４月時点で、全国で１，６１７万人、前年同期と比べ

16万人が減少、総人口に占める割合は12.7%と先進7か国など諸外国と比べても最低となっているところです。

北海道で言いますと総人口に占める割合は、11.5%と全国で3番目に低く、本年3月に北海道が策定した「北海道における人口減少問題に対する取組指針」においても自然減への対応は方針の柱の一つとなっております。

本町においても、出生数は減少傾向にあり、死亡者数の半分以上と自然減が深刻化していることを厳しく受け止め、子どもを産み育て、子どもがすくすくと成長できる環境づくりを家庭、職場、地域、保育および教育機関、行政などが点や線ではなく、面としてとらえ、多面的に取り組んでいく必要があります。

子どもは未来への希望であり、子ども・子育て支援は、地域の将来への投資でもあります。

私が目指す町づくりである「子どもたちの笑顔が輝く町」の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

子どもの健康面に関しては、平成24年8月から小学生までの医療費自己負担について、初診時一部負担金以外の無料化を実施しておりますが、本年8月から中学生まで拡大し、インフルエンザの発生予防やまん延防止と家計負担軽減のため、本年度から予防接種代の一部助成も行っております。

保育および幼児教育に関しましては、開基120年にあたる平成28年のこども園開設を目指し、子どもたちにやさしく、木のぬくもりを大切に、そして地中熱を利用したヒートポンプや太陽光発電システムを採用するなど環境にも配慮した園舎建設と開設に向けた準備を着実に進めてまいります。また、多子世帯への保育園および幼稚園保育料の負担軽減策や特別な支援を要する子どもたちに対する支援員の配置に取り組んでまいります。さらにこども園では乳幼児期の確かな食育を目指しクラフトによる食器を採用してまいります。

義務教育関係では、訓子府小学校音楽室床改修、居武士小学校職員トイレ改修などの施設整備、学力の維持向上や特別な支援を要する児童・生徒に配慮した臨時講師や支援員の配置、教育相談の充実を図るための生涯学習アドバイザー定期学校訪問を引き続き行っております。

北海道訓子府高等学校は、昭和23年に創立されて以来、67年目を迎える歴史と伝統ある本町唯一の高等学校であります。少子化の影響を受け、道内の他の高校同様、最近、入学者数が伸び悩んでおりますが、地元中学生の進学先としてだけでなく、ボランティア活動や町内行事への参加をはじめ地元根差した教育が展開されており、4年間にわたって進学、就職100%を達成し、元気な挨拶ができる高校として、地域になくてはならない学校であります。これまでも、北海道訓子府高等学校教育振興会議を通じた支援を行ってまいりましたが、特に本年4月からは、希望する生徒に町の給食センターが配食を開始し、生徒や保護者から大変喜ばれております。

一方で、町外の高校なども含め、自分の進路実現に向けた教育機会の確保と通学環境を整えるため、バス通学定期等運賃補助や奨学資金貸し付けなどを継続してまいります。

こども園、子育て支援センター、児童センターといった子育て施設の連携を図り、きめ細かな子育て支援を進めるため、子ども未来課の創設も視野に入れ、本年4月からは、子

ども関連施設の兼任職員数を増員しております。

また、子ども・子育て支援にあたっては、保護者、学識経験者などで組織する訓子府町子ども・子育て会議における調査・審議を経て、本年3月に策定の「訓子府町子ども・子育て支援事業計画」の着実な実施など、体系的に取り組んでまいります。

2点目は、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域医療や介護、保健福祉が充実した町づくり」についてであります。

障がいをお持ちの方、健常であっても経済的に困窮している方、子どもからお年寄り、男女を問わず「すべての町民にやさしい町づくり」は、私の願いであり、私の町づくりの大きな目標でもあります。

介護や介助を受ける人と担う人、高齢者や障がい者の社会参加を受け入れる人、見守る人など、「人生90年時代」という長寿社会では、高齢者や障がい者本人だけでなく、その家族・関係者も含めて支え、助け合うことがますます求められておりますが、一方で無縁社会も問題となっております。都市部だけに限らず、地方にもまん延しつつありますが、本町のような規模の町だからこそできる取り組みなども模索しながら、くんねっぷ型の福祉モデルづくりに努めてまいります。

このような中、高齢者に関わる地域課題を地域や関係機関が共有し、高齢者を支える地域づくりを目指し、新たに、ささえあいプロジェクト事業に取り組むほか、北見地方精神保健協会と共催し、精神科医の香山リカ氏を講師に迎え健康講演会を開催いたします。

平成26年3月に高齢者実態調査、同年4月に日常生活圏域高齢者ニーズ調査をそれぞれ実施し、それらを踏まえて本年度から平成29年度までを計画期間とする第6期の訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定したところであります。

計画の推進にあたり、在宅生活を支える多様なサービスが提供される体制など介護サービス提供基盤の整備、若年期からの健康管理や健康づくりも含めた介護予防の推進、認知症サポーター養成講座を3年計画ですべての町内会・実践会で開催し、SOSネットワーク等の認知症対策に取り組んでまいります。また、移送サービス、除雪・排雪サービス、NPO法人きらきら本舗による配食サービス等の在宅福祉サービスの継続、高齢者勤労センターによる就労機会の提供、社会福祉協議会と連携したボランティア活動機会の提供、老人クラブ活動支援等の高齢者の積極的な社会参加促進などに取り組んでまいります。

高齢者にとって移動手段としての足の確保は重要な問題ですが、現在実施中の高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業を継続し、その内容の拡充も検討してまいります。

現在、各地域単位で高齢者福祉対策や災害対策などに取り組んでおりますが、こうした取り組みを大切にし、さまざまな面で支援・協力してまいります。

障害者総合支援法に基づき、本年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする訓子府町障がい福祉計画がスタートしますが、障害福祉サービス、相談支援などに関する適切な情報提供、障がい者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などの各種団体や関係機関などと実態把握や支援内容の協議を行うなど地域福祉推進体制の確立に努め、保健福祉部門だけでなく、教育・労働・生活環境等に関する関係部局が協力体制を築き、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるインフラや環境づくり、サービスの利用状況などの点検・評価やニーズの把握を行うなど、「みんなが笑顔で共に支え合

うまちづくり」に努めてまいります。

保健医療に関しては、本年３月に策定の第２期訓子府町健康増進計画に基づき、健康診査・検診、保健指導や健康相談、健康学習や行事開催などに取り組むとともに、六つの分野で町民の皆さんにも健康づくりの具体的な提案を行い、健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現などに取り組んでまいります。

また、安全面にも配慮した各種の予防接種を行うほか、地域医療の確保や救急医療体制の充実にも取り組んでまいります。

さらに保健部門と医療保険部門とが一体となって重症化予防につながる施策に取り組むなど国民健康保険特別会計の財政負担軽減に努める一方、保険税の加入者負担軽減のため、一般会計からの財源補填^{ほてん}を行うなど、町民が安心できる医療環境を整えてまいります。

３点目は、「農業生産額の向上と商工業の振興を通じて発展する町づくり」についてであります。

産業経済が豊かになることは、福祉、教育、生活環境を充実にし、まちの存続・発展につながります。今あるものを伸ばし、確かな産業経済基盤をつくり上げる発想をもって取り組んでまいります。

農業に関しては、さまざまな課題を抱えておりますが、特に、町の存立に関わるＴＰＰ問題については、オホーツク圏活性化期成会や農業団体などと連携し、国会決議を守ることが今後も強く求めてまいります。農業委員の選任についても法の改正により、市町村長が担うこととなりますが、関係機関と連携し、確かな選出方法を検討してまいります。

このような情勢のなか、農業を我が町の基幹産業として守り、育て、発展させるとともに、商工業との連携や高次産業化を図り、地域経済を増幅させ、町の豊かさにつなげていかなければなりません。

そのためには、まず、農業の生産力を高めなければなりません。

平成２５年度から第４次道営農業基盤整備事業が始動しておりますが、本年度は北西地区、高園地区、川南地区で道営農地整備事業、道営山林川地区水利施設整備事業では排水改良実施設計、道営中央地区農業水利施設保全合理化事業では川北・川南の用水路整備などの事業採択に向けた計画の樹立に取り組んでまいります。

一方、本年度の国の農業関連予算、特に農業基盤整備や土地改良事業の予算は、前年度比５０％を切るなど厳しい状況にあります。この点でも国や北海道への予算確保を強く求めてまいります。

管内の酪農家が過去２５年間で３分の１に減少、本町においても２分の１に減少するなど、畜産業を取り巻く情勢は厳しいものがありますが、町内においては、規模拡大による経営安定化を目指し畜産クラスター関連事業の畜産競争力強化対策整備事業の拡充に向けてＪＡきたみらいと共に積極的に支援してまいります。

また、ＴＭＲセンター設立による生産性の向上、飼料の品質向上などに取り組む動きがあり、町としても乳牛検定事業推進費補助金、酪農ヘルパー事業推進費補助金、家畜資質改善対策事業費補助金、家畜自衛防疫事業費補助金などにより支援してまいります。

農業の将来を確かなものにするには、新規就農者の確保と経営能力を備えた農業者の育成など、担い手対策が重要であります。

今年５月に北見農業協同組合連合会では、担い手確保策などの課題を話し合う常設の諮

問機関を設置するなど、農業の構造的な問題に対し戦略的に取り組むことを決定しました。本町においても、独立行政法人北海道立総合研究機構北見農業試験場へ委託して、くんねっぷ農業未来づくり試験事業に新たに取り組むほか、クリーン農業の推進、農業担い手対策推進協議会による担い手対策事業、酪農実習生受入推進事業などに取り組んでまいります。

このほか、エゾシカ、カラス・キジバトなどによる農作物の食害などの防止策として有害鳥獣駆除協力補助の継続、また農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援する多面的機能支払交付金事業も支援してまいります。

林業に関しては、昨年度からスタートしたSGECの森林認証を積極的に活用した町有林・保安林の適正管理を行うほか、計画的な造林、保育による優良林の育成、さらに森林の公益的機能を維持するため、民有林育成指導事業費補助を継続してまいります。

商工業に関しては、商店街における空き店舗の発生など厳しい情勢が続いておりますが、これまで同様、商工会を通じて各種振興策に取り組むことを基本にし、新規事業として実施のプレミアム付商品券発行事業、継続事業ではありますが住環境リフォーム促進事業の補助対象枠の拡大、店舗改修事業補助の実施、さらに空き店舗対策として店舗出店等支援事業補助の実施など、商工業の振興に努めてまいります。

また、すでに外観が町民の目に触れておりますが、本年7月には北雄ラッキー株式会社の店舗がオープンいたします。地元商店とも連携した地域に根差した商業活動を展開されることを期待しております。

本町は、名所旧跡、景勝地などの観光資源が豊かな町とは言えませんが、のどかな田園風景や四季が織りなすさまざまな町の表情など、町の魅力や素晴らしさを発見し、それらを広くPRするため、開基120年と連動した訓子府町四季写真コンテストを実施してまいります。

建設業に関しましては、有利な財源確保にも配慮したなかで、新たな公共事業の選択と実施に向けて、地元建設事業者への事業参加と育成を図ってまいります。

産業は、人で成り立っています。町の産業を担う後継者を対象に町の基金を活用して、産業後継者教育推進協議会交付金事業を継続して実施してまいります。

北海道では、食と観光を中心に本道経済の活性化を図ろうとしております。町の経済活性化には、基幹産業である農業の付加価値をさらに高めることや農業の高次化、ビジネス化、さらに地元農業関連事業所の知恵、技術、ネットワークを生かした経済活性化策も模索していく必要があります。

また、町外への通勤者、町内事業所に転勤となってこられる方、さらに町外からの通勤者を呼び込むような住環境、子育て環境、交通環境の向上など、定住促進につながるまちづくりにも取り組んでまいります。

4点目は「教育の町・訓子府にふさわしい町づくり」についてであります。

改革後の教育委員会制度が本年4月からスタートしたことに伴い、新たに総合教育会議を設け、憲法、教育基本法、児童憲章等の精神を大切にした教育大綱を定めてまいります。

また、「学びで創る、人と地域の絆」を将来像とし、「人をはぐくみ人がつながり地域を創る」を基本理念とする「訓子府町社会教育中期計画」が本年3月に策定されましたが、この計画は、14の分野で60の推進項目が掲げられております。めまぐるしく変化する

時代のなかで、人々の生涯にわたる生活課題や地域課題の解決を支援して、その過程で人間的な成長を促すという社会教育本来の目的に向かって、着実かつスピード感をもって取り組んでまいります。

青少年教育では、地域住民の協力による学校教育活動の支援や生涯学習アドバイザーの継続配置によるスクールサポートなどを行う「学校支援地域本部事業」、小学生を対象とした「通学合宿」の継続、本年度新たに子どもたちの防災意識を高めるための「防災キャンプ」を町防災担当と連携して実施するほか、本年6月に本町などで開催の「全道青年大会」に対しても補助してまいります。

成人教育では、町民共通の課題解決のための方策を探る「くんねっぷの未来づくり大会」、地域の生活課題の学習や趣味の講座開催を内容とする「くんねっぷ巡回講座」などに取り組んでまいります。

高齢者教育では、福祉保健課と連携して高齢者の健康維持のため「シニア健康教室」を新たに実施するほか、若がえり学級などお年寄りの学習支援や生きがいづくりにも取り組んでまいります。

施設面では、新耐震基準導入前の昭和53年建設のスポーツセンターについて、暖房設備の一部が使用できないなど設備の老朽化が進み、さらに昨年度行った耐震診断で耐震不足と診断されているため、今後建て替えに向け、関係機関の意見をお聞きしながら検討を進めてまいります。また、図書館についても、図書館振興計画策定委員会からの提言も踏まえ、用地の確保を進めてきましたが、図書館整備基本計画により建て替え準備を進めてまいります。

このほか、本年度、パークゴルフ場について、日本パークゴルフ協会公認コースの認定申請を行うとともに、公民館、屋内ゲートボール場などの社会教育施設および社会体育施設の適正な維持管理に努めてまいります。

5点目は、「町民と共に開基120年の成功と未来からの呼びかけに応える町づくり」についてであります。

平成28年には、本町に開拓の鋤が下ろされてから120年を迎えます。120年の歴史を刻んできた訓子府町の節目ととらえ、これまでの歴史に学びつつ、未来の人たちに誇れるような町づくりを進めていかなければなりません。

平成19年に策定した第5次訓子府町総合計画は、平成28年度をもって終了となることから、町民意識や要望など現状把握に向けた調査の実施など、町づくりのグランドデザインとなる第6次訓子府町総合計画策定に本年度から着手いたします。また、昨年11月に国会で可決・成立しました「まち・ひと・しごと創生法」では、地方公共団体が地方版総合戦略を策定することの努力義務が規定されております。本町においても住民代表や産業などさまざまな分野の参画を得ながら、本年度中に策定することとしております。

本年度は、現在の総合計画と新たな総合計画のはざまの時期にありますが、まちづくりの歩みを止めることなく前進してまいります。

はじめに消防・防災など安全な町づくりについてであります。

消防関連では、訓子府消防100年記念誌発刊、同じく訓子府消防100年記念事業関連で姉妹町である津野町消防団幹部の参加もいただきながら北見分会連合演習を開催、消防団防火衣の更新、消防庁舎のすが漏り対策として屋根改造を実施するなど、消防団の活

性化や消防力強化に取り組んでまいります。

防災関連では、日本赤十字北海道看護大学と連携して厳冬期停電時避難所想定実証研究、全町的な一斉避難訓練をするほか、アルファ米など防災備蓄計画に基づく備蓄品整備、さらに備蓄品や消防資機材を集中的に格納するため、防災倉庫建設に向けた実施設計を行ってまいります。

次に、快適で人と環境にやさしいまちづくりについてであります。

町道に関しましては、郊外路線である南7線の改良工事と西31号線の^{のりめん}法面工事について道営農地整備事業を活用して実施、駒里弥生線の路面性状調査と市街地内の南12線舗装修繕工事を国の防災・安全社会資本整備交付金事業を活用して実施してまいります。

今秋予定されている北海道横断自動車道訓子府IC、北見西IC間の供用開始を記念して、式典、ウオーキングイベントなどを開催いたします。

^{きょうりょう}橋梁については、防災・安全社会資本整備交付金事業を活用し、蛸橋、福野橋の詳細設計と蛸橋の^{きょうりょう}橋梁補修を実施、また、町単独事業により酒谷川と紅葉川の河川改修整備を実施し、越水防止などに努めてまいります。

住宅に関しましては、国の社会資本整備総合交付金を活用して末広団地公営住宅1棟3戸の建設、1棟3戸の改修、1棟4戸の解体、町単独では末広団地2棟6戸の屋根塗装、幸栄団地16戸分の物置建替整備を実施してまいります。

また、個人住宅等への太陽光発電システム導入に対する補助制度も継続してまいります。

さらに、本年度、空き家バンク制度を創設し、空き家取得費またはリフォーム費用に助成を行う空き家活用定住対策補助金を創設するなど空き家対策と定住促進対策を進めてまいります。

環境衛生のうちエネルギー活用および地球温暖化対策関連では、再生可能な太陽光エネルギー施設設置者に対する補助を継続、こども園の冷暖房設備にヒートポンプや太陽光発電システムを採用、また、街路灯や防犯灯など741灯のLED化を進めるため、国の100%補助である二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を活用して調査を行うことにしております。

廃棄物処理関連では、平成7年度に購入したごみ収集車を更新、し尿処理関連では、旧端野処理場について、北見市、置戸町、本町でそれぞれ費用を負担し合いながら解体することとしております。

また、葬斎場についても、再燃焼室耐火物全面積み替えなどの改修を実施いたします。

上水道関連では、老朽管および配水管の更新、あるいは道路工事関連による配水管の移設、下水道関連では、訓子府地区農業集落排水管理センター中央監視装置の更新、農家地区の個別排水処理施設整備事業などに取り組んでまいります。

次に、コミュニティーや住民参画等の関連でございます。

経年劣化に伴う末広地域集会所の屋根塗装を実施するとともに、各町内会・各実践会に対する活動費補助を継続してまいります。

引き続き、まちづくり推進会議を設け、まちづくりに関し議論を進めてまいります。創意工夫しながら会議の充実を図ってまいります。特に長年の懸案でもあります自治基本条例、まちづくり基本条例の具体化を目指します。

ふるさとおもいやり寄付金については、全国的に注目されているふるさと納税を念頭に

おき、寄付金の増収と本町を全国にPRするため寄付者に本町の特産物を贈るなど創意工夫しながら進めてまいります。

また、くんねっぷ型町民税1%活用事業としてまちづくりパワーアップ特別対策事業を継続して実施してまいります。

平成28年の開基120年に向けては、記念事業の計画化と町内外へのPRも含めた各種事業の推進、記念要覧作成事業への着手など準備を進めてまいります。また、津野町との姉妹町交流に関しても、町民交流につながる事業展開や開基120年に向けて、記念となる交流事業を企画してまいります。

広報広聴に関しても、夜間町長室の開設、車座トークの開催、ホームページ「町長室」を開設してまいります。

最後に、行財政運営などの関連でございます。

人口減少、少子高齢化などを背景に公共施設等の利用需要が変化することが予想される中、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理する必要がある、公共施設の現状を客観的にとらえ、将来にわたる維持管理費用などを算出するため、本年度、公共施設等総合管理計画を策定いたします。

公会計につきましては、これまで財務書類の作成や公表などで活用しておりますが、財政マネジメント強化のため、総務省の統一的な基準による地方公会計を整備することとなり、本年度固定資産台帳の整備などを行います。

行政の電子化が進んでおりますが、これらのシステム整備、保守管理経費の負担が大きくなってきていることから、経費削減と業務負担軽減のため、庁舎に設置の基幹系システム等のサーバーをデータセンターへ移行する方向で検討してまいります。

職員の資質や能力向上も町政運営には欠かせません。

本年度も職員1名を自治大学校へ派遣するほか、市町村中央研修所への派遣、全国小さくても輝く自治体フォーラムへの参加、職員の自主的なグループ研修、姉妹町津野町との職員相互人事交流を実施してまいります。

地域担当職員制度も定着しつつありますが、地域に学び、地域に育てていただく職員研修としても位置付けており、高齢者宅の訪問、地域行事への参加などを通じ、町民目線の町づくり実現に向けて、地域に根差した職員を育ててまいります。

財政運営にあたっては、財源確保見通しに基づく予算規模の設定、財政健全化プランの継続による一般行政経費の縮減に取り組む一方で、町民生活の実態等を正しくとらえ、まちづくりの視点に立ち、将来につながる財政運営に努めてまいります。

以上、平成27年度の町政執行に向けて、私の所信と新規の取り組みなどを中心とした主な施策について述べさせていただきました。

本年は、私にとりまして3期目のスタートの年であります。

「すべての町民にやさしい」という政策には、今期のうちに障がい者のための多機能型グループホームの建設や長寿会館の建設も視野に入れております。無投票当選におごることなく、より「謙虚」に「誠実」な町政運営、住民自治を基本とした団体自治を町民の皆さまと共に歩んでまいります。町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。平成27年度の町政執行方針とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 平成27年第2回定例町議会の開会にあたりまして、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な方針について申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

少子高齢化社会を迎え、我が国を取り巻く社会構造や生活環境はめまぐるしく変化しております。本町においても人々の価値観や生活様式の多様化が進み、子どもたちの育ちをめぐる環境は大きく変化しています。

このような中、未来を担う子どもたちが心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持って育つように、学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもたちを守り育てていく教育環境づくりを進めていく必要があります。

教育委員会といたしましては、こうした社会情勢を踏まえて、新たにスタートする教育委員会制度改革を契機として、訓子府町および関係部局とより強固に連携を図り、「教育は人づくり」の視点に立ちながら、信頼される教育行政を推進してまいります。

教育行政執行方針の基本的な考え方について申し上げます。

少子化・核家族化が進み、家庭や地域の子育てを取り巻く環境は大きく変化しておりますが、訓子府町は生まれてから中学校まで一貫して子育て支援や保育、教育できる環境があり、「学びの連続性」「支援の継続性」が構築される中、子ども一人ひとりの顔の見える支援に努めながら、子どもたちが健やかに成長するために、子育て環境の充実を進め、学校教育の振興を図ってまいります。

また、生活の多様化・個性化・高度化が進み、町民一人ひとりのまちづくりへの参画が重要となっている中、生涯にわたっての文化・芸術・スポーツ活動や学習活動への支援と条件整備などにより、社会教育の推進に努め、子育て支援や学校教育・社会教育が協調して「こころ豊かで生きがいあふれるまちづくり」を目指して教育行政の推進に努めてまいります。

主要施策の推進について申し上げます。

はじめに、学校教育の充実について申し上げます。

学校教育においては、次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力」を育むことが大切です。

また、学校は人からなる組織であり、人と人との「つながり」によって活動が行われており、多様な人と人との「つながり」によって構成され支えられております。

このため、「つながり」をつくりだす学校の実現を目指して、それぞれの学校が特色ある教育活動を展開するとともに、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組む環境づくりを進めてまいります。

まず、児童・生徒が社会で自立していくために、基礎的・基本的な知識や技能を身につけ、それを活用していく力を身につける「確かな学力の向上」であります。

全国学力・学習状況調査で「漢字の書き取り」「条件に合わせて文章を書くこと」など、教育課題が明らかとなっており、これらに対応するため、授業の中で「チャレンジテスト」を活用し、学習内容の定着状況を把握し、個々の課題克服に向けた学びの定着を一層進めるとともに、北海道による教員加配措置と町単独の臨時講師を活用し、ティーム・ティーチングや習熟度に応じたきめ細かな学習指導の充実などに努めます。

また、放課後や長期休業中の学習サポートを継続実施し、学校全体で組織的・計画的な指導を推進するとともに、家庭や地域とも連携して、家庭学習習慣および基礎的生活習慣の確立に向けた取り組みを推進します。

外国語教育では、子どもたちがグローバル社会に対応できる基礎を培うよう、語学指導助手を配置してコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。

特別支援教育の推進については、教育上支援が必要な子どもの学習を支えるため、専門的知識を有する教職員の配置に加えて、幼保・小中学校に、町予算で特別支援教育支援員を配置し、学校生活や学習へのサポートを行います。

また、「教育支援委員会」の開催や子育て支援センター・幼保・小中学校や保健師との日常的な情報交換、定期的な研修などにより、本町の強みである「支援の連続性」を持つ組織体制を生かし、一貫した支援の充実を図ってまいります。

次に、未来を担う子どもたちが、生命を大切に作る心や思いやりの心を持ち合わせる「豊かな人間性の構築」と健康で活力ある生活を営むための「健やかな心身の育成」についてであります。

集団生活を通じて、基本的な生活習慣や社会の一員としての役割と責任などを身につけるため、道徳教育用教材「私たちの道徳」を活用し、学校と家庭が一体となって道徳教育の充実に努めます。

「いじめや不登校」問題については、昨年度策定の「訓子府町いじめ防止基本方針」に基づき、「どの学校にも起こり得るものである」との共通認識の下に、学校と連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、不登校対策も含め、校内体制の充実に加えて、生涯学習アドバイザーを定期的に学校へ派遣するなど相談体制の充実を図ってまいります。

さらに、近年、情報通信機器は驚くほど進化を遂げ、それに伴い子どもたちの不適切な使用やトラブル等の多くの問題が存在しており、情報教育の対策が求められております。

このため、定期的に学校・保護者・教育委員会による意見交換を実施し、それぞれの役割の下でルールづくりの必要性を検討するとともに、研修会の開催やパンフレットを活用した情報教育の取り組みを行ってまいります。

体力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を基に、各学校において正しい生活習慣と健康管理の定着に努めるとともに、スポーツ少年団・部活動支援などを進めてまいります。また、本年度から、個々の継続的な体力を把握し、きめ細かい指導を行っていくため、小中学校全学年において、体力テストを実施します。

健康の保持増進につきましては、健康診断などを通じて基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、虫歯対策として幼稚園、小学校でのフッ化物洗口を引き続き進めてまいります。

続きましては、学校教育における質の向上に向けた取り組みや子どもたちの安全・安心を確保する教育環境の整備など、地域に信頼される学校づくりの推進についてであります。

教育の成果は教職員一人ひとりが資質・能力を磨き、互いに力を合わせて子どもたちの指導にあたることにより、地域からの信頼を得ることができることから、指導主事による学校教育指導や各種研修会、講座等への参加促進により、教職員の能力や授業力の向上を図ってまいります。

近年、土砂流出や噴火、豪雪などによる大規模な自然災害が頻発し、安全確保・危機管理教育が重要となっております。

このため、家庭や地域、関係機関と連携を図り、防犯教室・避難訓練の実施による防災教育の推進や通学路点検・パトロールなど地域ぐるみで子どもの安全を守る取り組みを進めてまいります。

学校施設の整備については、適正な維持管理に努めるとともに、各施設の状況を把握し、計画的な改修・修繕に努めてまいります。

学校給食の充実では、食の重要性を学ぶ場として、地元食材を生かし栄養バランスの取れた給食の提供に努めるとともに、学校と情報を共有しながら、個々のアレルギー対策に配慮し、衛生管理の徹底を行い、安全で安心な給食を提供してまいります。

放課後や週末における児童対策としては、全児童が自由に利用できる場として平成25年度に開設された児童センター「ゆめゆめ館」を、多くの子どもたちが利用しております。

今後も子どもたちが安心して過ごすことができる、健全な遊びの場、学びの場としての環境づくりに努めてまいります。

次に、訓子府高等学校に対する支援についてであります。

訓子府高校では、生徒の早期進路決定の達成や特色ある学校づくりに取り組むなど生徒確保に努力しておりますが、少子化に歯止めがかからず、道内各地で高校が廃校となるなど、高校配置計画による学校再編が進められています。

教育委員会としては、地元を支える人材育成の観点や北見地域におけるその役割の重要性から、町と連携して「通学支援」「入学準備支援」「資格取得の補助」「修学旅行経費の助成」などの各種支援策を講じるとともに、本年度から保護者からの要望に応え、希望する生徒に給食の提供を実施しております。

今後も魅力ある学校づくりのための支援を継続し、引き続きPTAや関係機関などと連携を図りながら、町を挙げて高校存続に向けた取り組みを進めてまいります。

2点目に、幼児教育における取り組みについて申し上げます。

少子高齢化社会の進展する中で、本町では、保護者が安心して子育てができるように願い、子育て支援サービスの充実を期して、昨年度「訓子府町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この支援事業計画に基づき、地域の子育て支援や幼児教育・保育を総合的に推進してまいります。

また、本町の特徴である一貫した幼児教育システムを生かし、現在、建設が進められている「(仮称)訓子府町認定こども園」の開設を契機に、小学校、中学校および福祉保健部門とより一層連携強化を図り、町全体として、つながりのある幼児教育を進め、子どもたちの健やかな成長に力を注いでまいります。

まず、幼稚園についてありますが、生涯にわたる人間形成の基礎となる重要な時期であることを踏まえ、家庭や地域と十分な連携を図りながら、幼児の健やかな成長のため、一層の幼児教育の充実に努めてまいります。

また、支援を必要とする園児に対しましては、従前同様に、子ども一人ひとりに応じたきめ細かい支援を行うために、保育補助員や支援員を配置し、豊かな幼稚園生活をサポートしてまいります。

各学校や地域との連携・交流につきましては、保育園をはじめ、小・中・高等学校との連携強化を図るとともに、老人福祉施設、児童センターなど関連施設との活動や情報交流などを積極的に進めます。

次に、保育園につきましては、核家族化や女性の社会進出、保護者の就労形態の多様化などにより、子育て支援機能として重要な役割を担っております。

このため保育園運営では、保護者の就労形態や勤務体系に配慮し、保育ニーズに対応しながら、保護者が安心して預けられるような保育環境づくりに努めます。

また、多子世帯などへの保育園・幼稚園保育料の助成を行い、子育てに係る保護者の経済的な負担を軽減し、子育てがしやすい環境づくりを進めるとともに、「子育てトーク」の開催や子育て支援センターと連携して、未就園児やその保護者を対象に園解放を行うなど、子育て支援を推進してまいります。

個別支援が必要な園児に対しては、保育補助員を重点的に配置し、きめ細かな保育を行い、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

次に、幼保一体化施設整備であります。本町にふさわしい子育て支援や幼児教育・保育施設として、幼保一体化施設である「認定こども園」は平成28年4月の開園に向けて、建設工事が進められているところであり、さらに、外構などを含めた施設整備は2か年の計画となっております。

認定こども園では、子どもの立場に立ち、子どもの発達の一貫性を考慮し、0歳児から就学前までの一貫した、質の高い幼児教育と豊かな保育を提供します。

そのために、これまでの幼稚園や保育園で培われた経験を生かし、保育士の資質向上や、保育士間の連携はもとより、各関係機関との連携に努め、子どもたちの健やかな発達・成長を促して、保護者が安心して預けることができる子育て支援の核となる施設を目指してまいります。

次に、子育て支援センターについてであります。

子育てに対する保護者の意識や価値観が多様化する中で、子育て支援センター「ひだまり」は、子育て交流や子育て講座・学習会などの事業を通じながら、子どもたちが、のびのびと遊び、保護者同士が気軽に交流でき、子育ての悩みなどを相談できる場としての役割を果たしております。

また、保護者が安心して子育てを行える環境づくりのため、発達の遅れが気になるお子さんに対して、関係機関が連携し早期発見・療育ができるよう体制の充実に努めるとともに、子育てボランティアの「メロンキッズ」と連携して行っている一時預かり事業については、多様化する保育ニーズに対応するために、保育サービス内容の充実や体制整備を図ってまいります。

3点目に社会教育の推進について申し上げます。

学びは、一人ひとりが充実した人生を切り開く力であるとともに、個人や地域が自らの課題を発見して考える力、社会や地域の変化や課題に対応し豊かな社会や地域を築く力、そして地域の絆を築いていくことなどさまざまな力となっていくものです。

こうした中、社会環境の変化や生涯学習の課題、さらには、多様化・複雑化する町民ニーズに対応するため、本年度を初年度とする「訓子府町社会教育中期計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づいて、町民一人ひとりが生涯にわたり心の豊かさを実感でき、生涯を通して学び続けることのできる学習環境づくりを推進してまいります。

まず、青少年教育についてありますが、子どもたちが体験活動を通じ、社会性、自主

性、協調性を伸ばすために、昨年度から実施している「通学合宿」を継続して行ってまいります。

子どもたちの放課後や週末をより豊かに過ごすため、さまざまな体験活動を行う「竹の子クラブ」と居武士小学校区で地域の自主的活動として実施している「みつばちクラブ」への支援を継続してまいります。

また、本年度は子どもたちが体験活動を通じて自然災害に対する適切な対策や対応を学び、防災意識の向上を図るための「防災キャンプ」を北海道の委託事業として実施します。

子どもたちの安全・安心を確保するために「子ども１１０番の家」「子ども安全パトロール隊」事業を継続し、関係機関の連携強化を図り、子どもたちを守り育てる地域づくりを推進します。

地域住民のご協力による学校の応援団であります「学校地域本部事業」も各学校などに定着し活用されるなど、着実に成果を上げており、生涯学習アドバイザーのコーディネーターにより学校などへの支援活動の充実に努めます。

青年の学習活動では、青年活動の場の確保、各種研修会や大会への派遣助成を行うほか、「産業後継者研修事業」を通じて産業の振興はもとより、まちづくりの面でのリーダー養成に努めてまいります。また、本年度「全道青年大会兼全国青年大会予選会」が本町などを会場に開催されることから、運営に対する支援を行ってまいります。

次に、成人教育についてであります。

子育て世代を支援するための「はぐくみ講座」、町内で活動する女性の交流学習の場としての男女共同参画事業の「女性交流会」、地域課題や生活課題の学習、文化活動や趣味活動などの「公民館講座」、町民共通の課題解決に向けての方策を考え、未来のまちづくりについて学習する「くんねっぷの未来づくり大会」など、多様化・高度化する学習ニーズに対応するための各種講座等を開催してまいります。

また、町民が自主的に取り組む研修やイベントなどの活動を支援するため「わくわく地域づくり活動支援事業」の継続実施や、地域の求めに応じ地域の生活課題等の解決学習や趣味講座などの「くんねっぷ巡回講座」を開催し、個人や団体そして地域の学習活動を支援していきます。

高齢者教育につきましては、活動の核となる「若がえり学級」は自治会組織で学級生自らが自主的に運営を行っておりますが、これからも、仲間づくりや健康的で生きがいが高める学習の場として、自主的な学習活動を支援していきます。

また、新たな取り組みとして、高齢者が抱える健康や体力に関する不安軽減と問題解決に取り組むため、福祉保健課と連携を図りながら「シニア健康教室」を開催します。

高齢者の持つ知識や経験などを学習・文化活動や異世代交流などに幅広く活用できる機会を設けながら、高齢者が生きがいを高め、健康で豊かな生活のための環境づくりに努めてまいります。

芸術文化の振興については、町民に潤いと安らぎをもたらすことができるよう、関係団体と連携を図りながら、多くの町民が芸術や文化に触れられる機会の確保に努めます。このため、町民の芸術文化活動などを発表する機会のある「音楽の広場」「秋の文化祭」「ジュニア・アート・フェスティバル」などの継続や公民館ロビーを開放し、町民の芸術文化学習活動の発表の場の充実に努めます。さらに、芸術文化の振興と発展のために自主・

自立的な活動を行う芸術・文化活動団体などへも支援してまいります。

また、歴史館を拠点として町民共有の貴重な財産である郷土の歴史・文化を保護・保全するとともに、保存樹木や史跡標示板については、開基120年に向けて、文化財審議委員会の意見を聞きながら検討を行ってまいります。

公民館につきましては、町民の芸術・文化、学習など社会教育活動の拠点施設として、気軽に利用できるよう利用者懇談会などを開催しご意見を伺うなど、より親しまれる公民館として今後も適正な管理に努めてまいります。

施設整備の面では、施設や設備の維持のため定期的に行っている、暖房用配管洗浄と不凍液の交換、和室の畳の表替えを実施してまいります。

開設して30年が経過している図書館については、本年3月に、将来予定される図書館整備の指針となる「図書館整備基本計画」を策定いたしました。今後は、計画内容を町民の皆さまに示しながら、多くのご意見などをお聞きするとともに、施設整備に向けた準備を進めてまいります。

読書と情報の拠点であり、町民が集えるコミュニティとしての役割を担う図書館の運営にあたっては、町民が来館しやすい環境に配慮するとともに、図書資料の充実を図りながら、「本の宅配サービス」や「移動図書」を継続して実施します。

また、「健やか絵本贈呈事業」につきましては、新生児への絵本贈呈による効果を次の成長期につなげていくため、事業を拡充し、新たに1歳6か月児に絵本の贈呈を行います。

幼児期から本に慣れ親しむための「絵本ライブ」の開催や、館内での「いつでも絵本の読み聞かせ」の実施に加え、「古本市」などの各種事業を通じて、図書館利用のPRに努めてまいります。

図書管理や検索、貸し出し、予約などを効率的に行うため図書館業務システムの更新を行い、利用者の利便性に配慮したサービス提供を行いながら、今後も、さらなる図書館活動の充実と発展を目指し、より親しまれる施設として努力してまいります。

次に、生涯スポーツについてですが、近年、これまでの競技スポーツに加え、生涯を通して、だれでもが、いつでも気軽にスポーツに親しみ、健康で充実した生活を営むことができる生涯スポーツ社会の推進が求められています。

このような社会情勢の中で、年齢や体力に応じた各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施し、スポーツ人口の拡大と町民の健康に対する意識がさらに高まるようスポーツ活動の推進に努めてまいります。

また、学校の体育事業に地域力を生かす「地域スポーツ指導者派遣事業」を継続実施するほか、近年、愛好者が減少や固定化しているパークゴルフ・テニス・ゲートボールのスポーツ教室を関係団体と協力し開催するなど、各スポーツ団体への活動支援や大会運営に対する助成、指導者養成のための派遣研修事業など、きめ細かな支援をしてまいります。

町民の健康づくりに関する取り組みでは、気軽に楽しく運動を行ってもらうため「よくばり健康プログラム」の継続実施や、水に親しみながら健康づくりを行う「水中運動教室」、「アクアビクス教室」、中高生を対象とした正しいトレーニングの方法を学ぶ「トレーニング講習会」など、町民の健康づくりに向けた各種事業を進めてまいります。

各種体育施設については、利用者が安心して利用でき、快適なスポーツ環境を提供するため計画的な維持管理に努めているところです。

昭和53年建設のスポーツの交流拠点であるスポーツセンターについては、昨年度実施した耐震診断調査の結果、耐震不足と診断され、老朽化も進んでいることから、本年度は利用者や関係団体等の多くの皆さまのご意見を伺いながら、子どもから高齢者まで広く町民が安全・安心に利用できるスポーツセンター建て替えに向けた検討を進めてまいります。

温水プールについては、ウォータースライダー滑走面塗装を、屋内ゲートボール場は、すが漏り防止のため屋根の一部塗装を、パークゴルフ場は、日本パークゴルフ協会公認コースの認定申請と芝の目土事業を継続的に実施するなど、安全で快適に利用できるような施設づくりに努めてまいります。

以上、平成27年度の教育行政に係る主要施策等について申し上げます。

本年度から教育委員会制度が大きく変わり、今まで以上に行政と連携しながら、迅速な対応と責任を持って教育成果の保障を図っていくことが求められています。

教育委員会といたしましては、町長と協議しながら新制度で義務付けされている総合教育会議の設置や教育大綱を策定し、新たな教育体制の趣旨を受け止め、「教育こそが、人々の個性・能力を伸ばし、人生を豊かにするとともに、社会全体の発展を実現する基盤である」との認識に立ち、活力ある教育行政の推進に取り組んでまいります。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

以上をもって、町政執行方針、教育行政執行方針を終了いたします。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第40号

○議長（上原豊茂君） 日程第5、議案第40号 監査委員の選任についてを議題といたします。

該当者退席をお願いいたします。

（該当者退席）

○議長（上原豊茂君） それでは、提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書46ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、私のほうからご提案を申し上げます。議案書の46ページをお開き願います。

議案第40号 監査委員の選任について。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をいただくものでございます。

196条第1項には、「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格

が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、これを選任する」と規定しています。

識見を有する監査委員として、平成１９年から監査委員を務められている旭町にお住まいの山田稔氏の選任にご同意をいただきたくご提案を申し上げるものでございます。

議員の皆さまもご存じのとおり山田氏は長年にわたり地方自治の一線でご活躍され、平成７年からの８年間は本町の助役として指導的立場で多くの実績を残され、平成１９年から２期８年にわたり代表監査委員として、公正で合理的かつ能率的な本町の行政運営確保のためにご尽力をいただいております、行政分野全般にわたり精通されていることから、監査委員として適任者だと存じますので、選任のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成２７年７月１７日から平成３１年７月１６日までの４年間ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

議会運営基準の規定により討論を省略することとし、ただちに採決したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第４０号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

（該当者入場）

◎議案第３７号、議案第３８号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第６、議案第３７号、日程第７、議案第３８号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第３７号 平成２７年度訓子府町一般会計補正予算（第３号）についての提案理由の説明を求めます。議案書１ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案第３７号の説明になります。議案書の１ページ目になりますけれども、まず、前段で本年度は改選期の予算でございまして、先ほど町長のほうの一番はじめの挨拶にございましたように、当初予算の３月では主に経常的な経費を中心とする骨格予算でしたけれども、今回の補正予算では、政策的なもの、投資的経費など、補助奨励費、また補助奨励費などの当初予算で留保していたもの、それと今回、新規の事業、あわせて提案させていただくものでございます。

なお、別に配付しております資料２の投資的事業および資料３の補助奨励費では、事業の概要や財源内訳をそこに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、議案第３７号 平成２７年度訓子府町一般会計補正予算（第３号）について、

提案説明をさせていただきます。

平成27年度訓子府町一般会計補正予算につきましては、次に定めるものとしまして、第1条では、歳入歳出それぞれ2億5,160万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ43億5,246万6千円としているものでございます。

その下の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2、3ページにまたがりますけれども、第1表の歳入歳出予算補正によることを規定しておりますので、これにつきましては、ご覧いただくことといたしまして、その内容については、後ほど5ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきたいと思います。

次に、第2条の債務負担行為、これは翌年度以降に予算を負担するものでございますけれども、これの追加につきましては、内容は4ページになります。4ページの一番上の表になります。一番上の表の第2表の債務負担行為補正の事項では、新規の事業となります空き家活用定住対策補助金で、事業内容は空き家を取得し、またはリフォームして入居する人で、それに要する費用の一部を5年間の月払いで補助するというもので、補助率2分の1、または3分の2、上限額は150万円から300万円としているものでございまして、期間は平成27年度から平成32年度までの6年間、その限度額は総額で1,200万円とするものでございまして、本年度分は160万円を予定しておりますけれども、これは23ページでは、当該年度以降の支出予定額等の調書になりますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、この債務負担行為の期間につきましては、初年度となる本年度は年度の途中の8月の実施となりますので、実質的には32年度の途中で5年間の周期が到来するというところで、年度の期間的には6年になると。期間としては5年ですけども、年度的には6年間にまたがるというものでございます。

それでは、またちょっと1ページに戻っていただきまして、第3条のところの地方債の補正ですけれども、これも何回も申し訳ないですけど、4ページにまた戻っていただきたいと思いますが、今度は中段の表になります。4ページの第3表 地方債補正の、これは上段が今回補正に伴い、新たに提案する事業でございまして、一つ目がごみ収集車購入事業で限度額1,600万円、その下が道営山林川地区水利施設整備事業で540万円、その下がこども園建設事業の非常用発電機の分で350万円、いずれも証書借入で、利率は5%以内としまして、償還の方法につきましては、ここに記載のとおりでございます。

その下の起債の変更では、過疎地域自立促進特別事業でございまして、補正前の限度額が4,650万円から6,050万円に変更するというものでございます。起債の方法および利率等につきましては、変わっておりません。この増額分1,400万円につきましては、各町内会および実践会の補助金、それと太陽光発電システムの導入補助金、それと商店街等活性化推進対策費支援補助金、それとこども園整備事業などの事業の一部に充てることとしておりますので、個別の事業としては載ってございません。

なお、若干この過疎債という部分ですけども、この過疎地域自立促進特別事業債につきましては、通常、過疎債と言われているものでございまして、過疎地域自立促進特別措置法の要件を満たした自治体が地域指定を受けて過疎計画を策定し、そこに掲載されている事業に対して過疎債の借入れが認められるというもので、それは後年度の償還に合わせまして、70%が交付税で措置される。戻ってくるというようなものでございます。過疎

債の種類につきましては、大きくわけてハード事業という部分では、個別に充当することになりますけれども、平成22年度から枠があるもののソフト事業にも充当できるという制度になりました。今回、提案しております上のごみ収集車の部分と道営山林川地区のこの二つの事業はハード事業にあたるというもので過疎債として個別事業としての借り入れになります。一方で下はソフト事業にあたる過疎債となるものでございまして、事業個々の借り入れでなく、総体でまとめたものを1本として借り入れる起債という種類でございまして、また、このこども園の建設事業につきましては、緊急防災・減災事業債を充当するものでございまして、この地方債は平成23年度に東日本大震災からの復興で法律が制定されましたので、それに伴いまして単独の災害事業の財源措置がされたというものでございまして、償還に対する交付税措置は先ほどの過疎債で言いましたように同様の70%になっているという起債でございまして。

それでは、次に、事項別明細になりますけれども、9ページの歳出のほうから先に説明したいと思います。

それでは、第2款の総務費、1項、1目の一般管理費、これの一番右側の説明欄、ここについては、以降、歳出の部分では事業区分という言葉で説明させていただきます。一番右側のここの姉妹町交流事業では高知県津野町との小学生の交流事業や学校給食への農産物の提供、また、お互いの祭やイベントの参加に対する人事交流と産業、教育、文化交流事業に対する補助金として100万円を計上しているものでございます。その下の事業区分、各種基金積立金でございますけれども、この基金について、これについても若干説明させていただきます。これは別に配付してあります資料1というものがございまして、この表の左側のほうにございます。例えば一般会計でいえば、一番上に財政調整基金というのがあると思いますが、そこから始まって8という数字のところの地域活性化基金まであると思うんですけども、この基金は、地方自治法の241条によりまして、特定の目的のために基金を設けることができるようになってございまして、そのためには、それぞれの基金の条例化が必須条件となっております。そんなことで、うちの条例にこの基金の項目ごとに条例を設けてございますけれども、この条例に明記されているそれぞれの基金の目的にあった事業を行おうとするとき、その基金を取り崩して事業財源として利用できる仕組みになってございます。そのようなことから、特に基金を活用して行おうとする事業では、そのための寄付金などの収入があったとしても、一度基金に積み立てしなければならぬということになります。そして、事業に活用するときには、その基金を取り崩して一般会計に繰り入れして、そしてその事業の財源に充てるという、ちょっと行ったり来たりするようなことになってございますけれども、そういうような仕組みになってございます。そのことを踏まえまして、再び9ページに戻っていただきたいんですけども、一番上のふるさとおもいやり基金積立金209万円につきましては、平成20年度から実施しているふるさとおもいやり寄付制度について、本年度から新たにインターネットを活用したPRやクレジット納付を導入しまして、その謝礼として、特産品を用意することとしたことによりまして、この制度による寄付金の増額を見込みまして、209万円を追加計上するものでございます。

その下の社会資本整備基金積立金では、認定こども園に対する寄付が2件あったと、先ほど行政報告でもございましたけれども、その分の200万円を追加計上するものでござ

います。

その下の地域活性化基金積立金では、まちづくりパワーアップ特別対策事業分として、町民税の概ねですけれども1%分を充てることとしまして210万円を追加計上でございます。

その下の事業区分、社会保障・税番号制度整備事業では、社会保障・税番号制度の導入に伴いまして、その制度を運用するために当初予算では総務省の関係システムの整備分を既に計上してございますけれども、この今回の補正の方では厚生省に関わる障害者、児童福祉、国保、後期高齢者医療などのシステム改修を行うもので1,285万6千円を追加するものでございます。

次に、3目になります。財産管理費の右側にいきまして事業区分、町有施設維持管理事業では、これは栄町の教頭住宅のすがもり防止のための屋根のふき替えと勾配調整を行うというもので300万円を計上してございます。

次に、左側の6目の住民活動費の事業区分、住民活動促進事業では、各町内会活動費補助金としまして、前年度同額の188万5千円を計上しているものです。

その下の各実践会活動費補助金につきましても町内会同様の活動に対しまして前年同額の246万5千円を計上しているものでございます。

一番下の事業区分、地域集会所等維持管理事業では、末広の地域集会所の屋根の塗装をすることとしまして、次のページにまたがりますけれども、一番上の修繕料で201万2千円を追加計上するものでございます。

10ページのその下になりますけれども、事業区分、自衛隊協力事業の自衛隊父兄会訓子府支部補助金では、自衛隊の募集事務の協力と支援活動に対して前年同額の1万円を計上しております。

次に左側の7目になります。住民安全対策費になります。これの右側の事業区分、交通安全対策事業の交通安全推進委員会交付金では、これは全町的に交通安全運動の取り組みや啓発活動を行うものとしまして、前年同額の5万円を計上しております。

その下の交通安全協会補助金では、この協会は民間団体を中心とした交通安全活動を行っているものでございまして、これも前年同額の10万円を計上しているものでございます。

次に、その下の事業区分、防犯等住民安全対策事業のこれは防犯協会補助金ですけれども、これは地域における犯罪防止、青少年の健全育成を目的としまして、地域ぐるみで防犯運動を展開すると、推進するというものでございまして、前年同額の10万円を計上しているものでございます。

その下の暴力追放推進協議会補助金では、地域から暴力をなくするため、町内のイベント等から暴力関係者を町ぐるみで排除するということで、暴力追放推進運動の啓発活動を推進するために前年同額の5万円を計上しているものでございます。

次に、左側の8目の企画費になります。右側の事業区分では、まちづくり推進事業の空き家バンク登録協力報償金では、新規事業といたしまして、本町の空き家対策の一環として、空き家の取得、またはリフォームに関する費用の2分の1、15歳以下の子どもがいる世帯については3分の2ということになりますけれども、助成し、助成期間は5年間の月払いとする制度でございまして、この報償費につきましては、町内会・実践会のバンク登

録に協力いただいた報償金で今のところ20回分、単価5千円で10万円を見込んでいるものでございます。

また、その下の負担金、補助及び交付金の空き家活用定住対策補助金では、本年度の申請見込みを4件を想定してございます。1件当たり月額5万円の8か月分で160万円を計上しているものです。

同じく、負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金では、今年度は日出実践会の草刈機の整備事業が対象になりましたので、刈払機30台の180万円を計上しております。

その下の事業区分、まちづくりパワーアップ特別対策事業では、町民税の概ね1%ですが、町の活性化や自主的な活動を支援するためにコミュニティ活動の支援や施設整備を支援する事業に80万円、それと調査研究やイベント、講演会等に支援するわくわく地域づくり活動支援事業に50万円、それと地域産品を活用した特産品開発、販売促進、広告宣伝などを支援する地域活性化チャレンジ事業としまして80万円の3事業合わせまして210万円を計上しているものでございます。

その下の事業区分、ふるさとおもいやり寄付推進事業では、前段でも説明いたしましたけれどもJTB西日本と提携し、広くインターネットを活用した町のPRやクレジット納付導入などによりまして、ふるさと寄付制度の推進を図るものとして、報償費では、寄付者に対する謝礼として、納税額200万円を予定しまして、その50%を特産品で還元することとして、その分の50%で100万円を計上しているものでございます。

その下の需用費では、還元する品物のカタログ1千部の印刷として13万円を計上しております。

さらに、その下の使用料及び賃借料では、クレジット収納システムの使用料として6万4千円、それとふるさと納税ポータルサイト、これ入口になりますけれども、使用料として2万1千円を計上しているものでございます。

次に、左側の10目の開基120年記念事業費の事業区分、開基120年記念事業では、平成28年度が開基120年の本番の年になりますけれども、その準備年といたしまして各種事業の検討を行うための準備委員会の報償費として26名分、3回、単価2千円でございますけれども15万6千円、そして、その事業の方向性が決まりましたら準備費用として普通旅費でイベント等の事前協議の旅費として26万8千円、需用費では消耗品費で啓発用ののぼり50枚8万8千円、印刷製本費では啓発用のロゴシール、何にでも貼り付けれるやつですけど、ロゴシール10万8千円、食糧費では会議賄いに使いますお茶等ですけども1万3千円、次のページになりますけれども、役務費の広告料で14万円、さらに、負担金、補助及び交付金の開基120年記念事業等推進委員会交付金として、推進委員会の活動するための事業啓発やPR費用および実行委員の要請等の旅費、その他旅費も含めまして事務費として100万円を計上しているものでございます。

その下の3款の民生費になります。下の表になります。

1項、1目の社会福祉総務費の右側、事業区分、地域人権啓発活動事業では、人権擁護委員協議会活動費補助金で2名分の活動費として、負担金、補助及び交付金で前年度同額の4万円を計上してございます。

その下の事業区分、これは臨時福祉給付金事業では、昨年度の消費税引き上げに伴いま

して、低所得者対策としてできた制度でございまして、本年度の該当者は平成27年度の市町村民税の均等割が課税されていない人、ただし、扶養や専従者は除かれますけれども、その人たちが本年度は一人当たり6千円、昨年は1万円でしたけれども、今年は6千円、職員手当等から次のページにまたがってまいりますけれども、使用料及び賃借料までは、この事務費的なものでございまして、この制度の本体となる負担金、補助及び交付金の臨時福祉給付金では、前年度実績の1.2倍の1,200人で見込んでございまして、その支給額が1人6千円でございますので、720万円を計上しているものでございます。6千円の1,200人分です。

その下の子育て世帯臨時特例給付金事業では、これも同じように消費税の引き上げに伴いまして、同じようにできたものでございまして、子育て世帯の負担を緩和するために設けられたもので、本年6月に児童手当を受給し、平成26年度所得が児童手当の所得制限未満の人が該当となるものでございまして、児童1人当たり3千円になります。このページの職員手当等から次のページの委託料までは、先ほどと同じように事務費という部分でございまして、本体部分は負担金、補助及び交付金の子育て世帯臨時特例給付金で650人見込んでおります。これが3千円でございまして、195万円を計上しているものでございます。

その下の事業区分で福祉団体活動費助成事業では、保護司会活動費補助金で前年1万円増の15万7千円、それと身体障害者分会活動費補助金では、前年同額の1万8千円、遺族会活動費補助金では、前年同額の5万円を計上しているものでございます。

次に、左側になりますけど、2目の老人福祉費、右側にいきまして事業区分でいきますと介護保険特別会計繰出金では、第1段階の階層の介護保険料2万5,200円それから2万2,700円にこれ1年間ですけれども、減額するものでございまして、その差額2,500円になるんですけれども、それに対しまして国2分の1、道4分の1、この補助金に加えて、さらに町が4分の1追加金になるんですけれども、含めて対象者でいきますと333人見込んでございます。333人で83万3千円を追加計上するものでございます。

次に、その下の事業区分、介護予防支援事業では、介護保険法の改正によりまして、介護報酬および地域支援事業の見直しのため、委託料で地域包括支援センターシステムの改修を行うというもので、委託料で39万1千円を計上しております。

その下の事業区分、高齢者福祉一般事業では、長寿会館の運営費にかかる補助金でございまして、前年同額の33万円を計上しております。

その下の事業区分、老人クラブ運営事業では、単位老人クラブ等の連絡調整やスポーツレクリエーション活動等で高齢者の健康増進を図るため、老人クラブ連合会活動費補助金で前年度より3千円減っておりますけれども94万2千円を計上しているものでございます。

次に、15ページになります。

15ページの一番上の表の3目の温泉保養センター費、右側の事業区分、温泉保養センター管理運営事業では、これは使用頻度の高いマッサージチェア2台のうち、1台が使用できなくなったことによりまして購入するものとして備品購入費で23万5千円を計上しているものでございます。

次に、その下の4款、下の表になりますけれども、4款、衛生費、1項、2目の予防費の事業区分でいきますと予防接種事業では、今年から子どものインフルエンザ予防接種の助

成をして1千円の自己負担で行うものとしまして、1歳から中学生まで、対象者619人で、1歳から小学生までは2回、中学生は1回、延べにしますと1,100回になりますけれども、その大体60%を見込みまして、委託料で141万9千円を計上しております。

その下の扶助費につきましては、早くするですとか、町の委託先の病院以外、自費で接種した人を救済することも含めまして、10件分を見込みまして2万2千円を計上しているものでございます。

次に、その下の左側の4目の環境対策費、事業区分でいきますと地球温暖化防止対策事業では、一般社団法人低炭素社会創出促進協会、この二酸化炭素の排出抑制対策事業費補助金を活用しまして、街路灯のLED化を進めるために、委託料で訓子府町街路灯等LED化事業調査業務として756万円を計上しているものでございます。

その下の負担金、補助及び交付金の太陽光発電システム導入費補助金では、町内の住宅の太陽光発電システム設置への補助で4kWhを上限に7万円の15戸分を見込みまして、420万円を計上するものでございます。失礼しました。これ4kWh当たり7万円ではなくて、1kWh当たり7万円で上限が4kWhということです。

次に、16ページの上の表になりますけれども、4款、2項、1目です。塵芥処理費の事業区分、塵芥処理事業では、2台のごみ収集車のうち1台が20年を経過し老朽化しているということから更新するものでございまして、規格は5.5t、容量が8.6m³、1台を買うこととしまして、備品購入費で1,608万2千円を計上しているものでございます。

その下の事業区分、ごみ減量化対策事業では、町内会・実践会で行う資源ごみの回収事業に対しまして、リサイクル運動推進事業助成金としまして、前年より3千円多い38万円を計上しているものでございます。

次、下の表になります。6款の農林水産業費、1項、1目、農業委員会費の事業区分でいきますと農業担い手対策推進事業では、農業後継者などの担い手推進に係る農業担い手対策推進協議会負担金としまして、前年同額の80万円を計上しているものでございます。

その下の事業区分、事務局費では、農業者年金協議会の補助金として、前年同額の2万円の計上でございます。

その下の農業生産法人育成事業では、農業生産法人を目指す集団の立ち上げや育成にかかる研修を行うため、農業生産法人育成事業補助金として、前年同額の5万円を計上しております。

その下の3目になります。農業振興費の事業区分、農業振興事業では、負担金、補助及び交付金で地力推進対策やクリーン農業推進など、農業振興対策にかかる農業振興対策事業費補助金としまして前年より3万5千円増の54万5千円を計上してございます。その下の農業技術対策事業費補助金では、試験^{てんじほ}展示圃や残留農薬分析調査など農業技術対策にかかる補助金として、前年同額の30万円を計上しているものでございます。

その下の事業区分、農業後継者育成事業では、これは委託料でくんねつ農業未来づくり試験委託業務としまして、北見農業試験場の協力を得まして、今年の計画ですけれども土壌の凍結試験を行う事業に100万円を計上してございます。委託料として計上してございます。

次、17ページの一番上のほうになりますけれども、右側の一番上の事業区分、経営体育

成支援事業では、農業経営の発展・改善を目的としまして、農業機械などの取得に際し、金融機関からの融資を活用する場合、10分の3を限度としまして、国の補助金の制度でございまして、現在8件見込んでおりまして、事業費でいきますと5,727万3千円に對しまして、補助金分としまして、1,522万2千円を計上しているものでございます。

次に、4目の畜産業費の事業区分、家畜衛生管理事業では、防疫事業及び伝染病予防対策など、家畜衛生の知識と技術の普及および情報の伝達などの事業に対する補助で、家畜自衛防疫事業費補助金としまして、平成26年度に町内で伝染病が発生していることから、さらなる防疫対策を強化するということで、前年より50万円増の83万円を計上しているものでございます。

その下の畜産振興事業の酪農実習生受入推進事業費補助金では、酪農の実習生受け入れにかかります労働力の確保と農業技術の研修などを行うため、前年同額の10万円の計上でございます。

その下の酪農ヘルパー事業推進費補助金では、酪農業の休日設定などによるゆとりのある農業経営を行うということが目的でございまして、前年同額の75万円を計上しているものでございます。

その下の畜産総合施設運営費補助金では、管内の畜産発展に寄与するため、実郷にございます畜産総合施設の固定資産税の4割相当分に当たる分を補助するもので、前年同額の17万2千円の計上でございます。

その下の畜産環境整備事業費補助金では、伝染病に対するワクチンプログラムを推進しまして、伝染病の防止を図るため、前年より1万1千円増の49万6千円を計上しているものでございます。

その下の家畜資質改善対策事業費補助金では、これは優良品種の和牛種付けに対する助成でございまして、本年度は15頭、単価12万円、これの20%補助で、前年より24万円増の36万円を計上してございます。15頭で単価12万円の20%補助ということです。

その下の畜産競争力強化対策整備事業費補助金では、畜産経営等の施設などの整備に対する国の支援でございまして、地域畜産経営の収益の増益を目指した畜産クラスター協議会というのを立ち上げたんですけども、本年度は中心となる経営体の施設などの整備としまして、特に本年度はフリーストール牛舎1棟、搾乳ロボット1台、バルククーラー2台、自動給餌システム1台、バンカーサイロ2基、これを総体の事業費でいきますと2億530万8千円、これに對しまして8,884万9千円の補助となる見込みでございます。

次に、5目の農業基盤整備事業費の事業区分でいきますと農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金の経営安定対策基盤整備緊急支援事業補助金では、土地改良事業の受益者負担金の今、償還中の利息に対する助成で、償還者48名分で60万円を計上しているものでございます。

その下の道営山林川地区水利施設整備事業負担金では、山林川3,136mの調査設計費としまして、事業費6千万円ですけども、地元負担率22.5%で1,350万円を計上してございます。

その下の道営訓子府中央地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、これからの事業採択に向けた調査・計画費として、事業費120万円を見込んでございますけども、地元

負担率、これについては50%になりますので、60万円を計上しているものでございます。

次に、18ページの上の表になります。

2目の林業振興費の事業区分、有害鳥獣駆除事業では、猟友会会員によります農作物被害状況調査やパトロール、さらには集中駆除などの活動に対しまして、有害鳥獣駆除協力補助金としまして、前年同額の31万円を計上しているものでございます。

その下の事業区分、民有林振興事業の民有林育成指導事業費補助金では、森林組合の町内民有林、約2,500haの育成のため、各種補助事業の活用や受託事業を行う事業として660万円に対しまして200万円の補助金を計上しているものでございます。

次に、真ん中の表の7款、商工費の1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金ですけれども、商店街協同組合補助金では中心市街地の活性化および消費の町外流出防止などの事業に対しまして20万円を計上しているものでございます。

その下の商店街等活性化推進対策費支援補助金では、商工会で行うイベントと連動した地産地消やオホーツクカードの端末更新など、商店街振興対策に対しまして131万4千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表の8款、土木費、3項、1目の道路橋梁^{きょうりょう}総務費の事業区分、道路台帳整備事業では、これは本年度の道路工事などによりまして、幅員や面積などの変更に伴う道路台帳の修正を行うというもので、道路台帳整備業務で204万円を計上しているものでございます。

次に、19ページの一番上の表の5項、1目の公園費になります。事業区分、各公園等維持管理事業では、今年の銀河公園の遊具施設の点検業務の結果から施設の一部補修が必要となったことから、遊具の修繕を行うものとして、修繕料で88万6千円を計上しているものでございます。

次に、真ん中の表の6項、1目の住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業では、未広団地の屋根補修と塗装、2棟6戸の修繕料として88万5千円を追加計上でございます。

その下の耐震改修促進事業では、新耐震基準によりまして、昭和56年度以前の建物の耐震診断改修に対する補助でございまして、1軒分を見込んで36万円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表の9款、消防費になります。1項、4目の消防施設整備費の事業区分、消防施設整備事業では消防庁舎の屋根改修、外壁の塗装、仮眠室、ロッカー整備で工事費で2,300万円を計上しているものでございます。

次に、20ページになります。

上の表、10款、教育費、2項の小学校費の2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業では、東京訓子府倶楽部から訓子府小学校スクールバンド活動に対しまして寄付があったことによりまして、その期待に応えるため、楽器を整備することとしまして、備品購入費でリコーダー5台の8万円を追加計上するものでございます。

次に、真ん中の表の4項の幼稚園費、2目、こども園費ですけれども、事業区分、こども園建設事業では、こども園にあわせて施設の消耗品や管理用備品など、現場で施設のやり

取りというか、取りあいなどもありますので、今の時点では不明確な部分もありますので、建物内部がもう少し具体的になってから一括整理して計上するという計画でございますけれども、今回は製作の期間を必要とするもの、相当の期間を必要とするものや、補助の申請上、必要とするものを先行して一部予算計上させてもらうものでございまして、需用費の消耗品費では、これは製作に時間がかかるということもございまして、給食用の木製品の食器、汁椀ですとか、お椀が140個、皿が140枚、おやつ皿が200枚、これは時間がかかりますので、とりあえず今のときにやっつけてしまおうということで134万円を計上しているものでございます。

その下の備品購入費の施設用備品では、これは北海道の再生可能エネルギー補助、グリーンニューディール補助の関係上、施設の停電時の対応としまして、その対応が義務付けられておりますので、移動のできる非常用ディーゼル発電機とその接続用の耐熱ケーブル、合わせまして402万3千円を計上させていただいたものでございます。

次に、10款、5項の1目、社会教育総務費の事業区分、青少年教育推進事業では、文部省の委託事業で各地域で想定される災害対応の理解を深めることや避難所の生活体験などの防災プログラムメニューによりまして、防災キャンプを実施するため、報償費の25万5千円から次のページにまたがっていきます役務費の5万3千円までの合計67万5千円を計上しているものでございます。

その下の負担金、補助及び交付金の産業後継者育成基金を活用して町づくり青年研修派遣事業の道内研修などを行うものでございまして、産業後継者教育推進協議会交付金としまして、前年同額の120万円の計上でございます。

その下の中学校PTA部活動費補助金から4Hクラブの活動費補助金までは、それぞれの団体などの活動費として、前年同額を計上しております。その下の大会派遣費では、前年の6万円に加えまして8月に開催される全国珠算選手権大会に出場が決まっている子どもが1人おりますので、その派遣費の8万6千円を含めまして13万5千円を計上しているものでございます。

次に、その下の事業区分、成人教育推進事業では、全道および管内の各種研究大会の参加と町内小中学校PTAとの情報交換などの活動に対しましてPTA連合会活動費補助金として前年同額の10万円の計上。

その下の事業区分、芸術・文化振興事業では、秋の文化祭および日常の文化活動に対して文化連盟の活動費補助金として、前年同額の13万5千円。

次に、22ページが一番上の表になりますけれども、2目の公民館費の事業区分、公民館維持管理事業では、これは6年ごとに実施しております暖房用の配管洗浄と不凍液交換をするものとして、委託料で415万8千円を計上しております。

その下の6項、1目、保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業の負担金、補助及び交付金では、中ほどの大会派遣費で北海道陸上大会とJOC水泳北海道大会、さらに、全道ジュニアアルペンスキー大会の派遣を予定しまして51万円を計上しているものでございます。

その下の派遣研修費では、少年団指導者の研修、スキー指導者講習会、その他各種指導者養成講習会を予定しまして9万5千円の計上でございます。

その他、網走管内少年剣道訓子府大会からオホーツク圏ジュニアバレーボール選手権大

会までは、前年同額の活動費を計上しております。また、その下のスポーツ少年団剣道交流大会は本年度新規で開催されるもので5万円の計上をしているものでございます。

ちょっと訂正、言い間違ったところがあるので、訂正させてください。

21ページの一番右側の下から7行目ぐらいの大会派遣費というのがあると思うんですけども、4Hクラブの下の大会派遣費、13万5千円と言いましたが14万6千円ということで訂正お願いしたいと思っております。

それでは、5ページに戻っていただきまして、ここからは歳入になります。

まず、一番上の表の13款、国庫支出金の1項、1目、民生費国庫負担金の右側の説明欄の介護保険低所得者保険料軽減負担金では、介護保険法施行令の改正に伴います保険料の軽減に対する国の負担金でございますけども、先ほどいいました第1段階の階層の保険料の減額分2,500円ですけども、対象者333人と言ったと思うんですけども、これの国の負担が2分の1、これが41万6千円という計上になります。

また、このページの一番下の表になりますけども、14款、道支出金の1項、1目、民生費道負担金、先ほどが国の負担2分の1でしたけども、今度は道費の負担が4分の1でございますので、これが4分の1の分の20万8千円というふうになります。

次に、真ん中の表になります。13款、2項、1目の総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備補助金では、今回の補正分は先ほど言いましたように厚生省の管轄する分のシステム整備で事業費1,285万6千円に對しまして555万9千円の補助を計上しているものでございます。

次に、その下の2目の民生費国庫補助金の臨時福祉給付金給付事業費補助金では、先ほど言いました対象者1,200人を見込み、単価6千円の720万円を計上しております。

その下の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金では、これ対象者650人で3千円の単価で195万円ということです。この臨時福祉給付金も子育て世帯臨時特例給付金も事務費を含めて全額国の補助となっております。

次に、その下の4目の土木費国庫補助金の公営住宅整備事業費補助金では、一般住宅の耐震化にかかる補助で、耐震診断分として1戸を見込み6万円、補助率2分の1で3万円、改修分では1戸分15万円で、これ補助率2分の1ですから7万5千円、合わせて10万5千円の計上となります。これに関連しまして、次のページの上の表の下段になります、道補助金の既存住宅耐震改修事業補助金では事業費30万円の1戸分、補助率が2分の1で15万円という計上になってございます。

次に、同じ上の表の2目の民生費道補助金、老人クラブ運営事業費補助金では、老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動に対する対象経費の3分の2が補助されますので63万円を計上してございます。

次に、その下の4目、農業水産業費道補助金の強い農業づくり事業費補助金では、これも歳出のところでもいいましたけども、農業者の農業機械の取得に対する最大10分の3の補助で歳出と同じ1,522万2千円を計上しているものでございます。

同じく、その下の畜産競争力強化対策整備事業費補助金では、これにつきましても中心経営体の畜産農業者の施設整備、これは町を経由して補助されますので、歳出と同額の8,884万9千円を計上しているものでございます。

次に、真ん中の表の14款、3項、4目、教育費委託金の防災キャンプ委託金では、先

ほど言いました、これも文部省の防災プログラムに沿った事業を行うことによりまして、全額補助でございまして、67万5千円を計上しております。

次に、一番下の表の15款、1項、1目の財産貸付収入の町有住宅貸付料では、これは歳出のところの町有住宅の改修工事300万円の財源調整として当初から予定していたことから、今回の政策的予算の提案にあわせまして、貸付料97万円を計上するものでございます。この300万円に充てるということでございます。

次に、7ページの一番上、16款、1項、2目、総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金では、インターネットを利用して寄付金を募る事業で200万円、そして、その他の寄付金として1万円、東京訓子府倶楽部解散に伴う寄付で、先ほど小学校のリコーダーの話しましたが、これの8万円、合わせて209万円を計上しているものでございます。

その下の4目の教育費寄付金では、先ほど行政報告でありました2件の寄付のこども園整備に充てるための2件の部分の寄付金で200万円。

次に、真ん中の表の17款、1項、1目の財政調整基金繰入金では、これは今回の全体の補正予算の財源調整となりますので、その分で7,014万円を計上してございます。

その下の3目の産業後継者育成基金繰入金では、農業振興費のくんねっふ農業未来づくり試験委託業務、農試にやるやつですけれども、試験委託業務の100万円と社会教育費の産業後継者教育推進協議会交付金120万円、それと4Hクラブ活動費補助金10万円で合計230万円を繰入金で計上しているものでございます。

その下の地域活性化基金繰入金では、まちづくりパワーアップ特別対策事業に充てるために210万円の計上でございます。

その下のふるさとおもいやり基金繰入金では、東京訓子府倶楽部から訓小のスクールバンドの楽器として寄付がございましたので、先ほどと重複しますが、8万円の計上でございます。

次に、一番下の表の19款、5項、5目の雑入になります。経営安定対策基盤整備緊急支援事業助成金では、土地改良事業の受益者負担金の償還中の利息に対して補助すると先ほど話したと思うんですけども、償還者の48人分の歳出と同額60万円を計上しているものでございます。

その下のコミュニティ助成事業助成金では、これは日出実践会の刈払機の話したと思うんですけど、これの分が180万円を全額計上でございます。

その下の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金では、これは街路灯のLED化事業の調査をするということで、これも100%補助で756万円を計上しております。

次に、8ページの20款、1項の町債になります。最初のほうで説明しましたので、この部分については、省略させていただきたいと思います。

続いて、24ページの地方債の縦の表があると思うんですけども、年度末現在高に関する調書、24ページになります。これは合計欄の右側にございますように補正後の平成27年度末の現在高見込額は47億9,042万5千円となっているものでございます。なお、右から3列目にあります平成27年度中の起債見込額の(C)というやつですけれども、この列の下から3行目、(C)の列の下から3行目、本年度起債借入予定額の総額6億2,030万円の内訳は今回補正の3,890万円と当初の2億5,080万円、そして表の下欄外にあると思うんですけども、平成26年度繰越分3億3,060万円、これの

合計額ということになります。

最後に先ほどもお聞き願いましたけども、別に配付の資料１の基金の部分です。財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の表でございますけども、これの表の今回の補正後の一般会計の基金保有の見込額は右側の下から４段目、右側の下から４段目にございますように３６億９，９０１万１千円というふうになってございます。

以上、ちょっと長い説明になりましたけれども、説明不足の点につきましては、質疑の中でお聞き願えればと思いますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 議案の説明については、まだ残っておりますけれども、ちょうど１２時になりましたので、昼食のため休憩といたします。午後１時から行いますので参集願います。残りの議案については、午後から説明を続行いたします。

休憩 午前１２時００分

再開 午後 １時００分

○議長（上原豊茂君） 休憩を解き、会議を続けます。

議事に入る前に報告いたします。

仁木選挙管理委員会委員長については、午後から欠席する旨の報告がありました。

なお、仁木選挙管理委員会委員長につきましては、本定例会閉会までの欠席であります。

また、執行部から議案書の訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 非常に申し訳ございませんけども、先ほどの予算説明の中で、若干ちょっと間違えがございましたので、訂正させていただきたいと思います。

４ページをお開きください。４ページの真ん中の表の２番目になりますけども、道営山林川地区農地整備事業と書いてあると思うんですけども、農地の部分を水利施設、道営山林川地区水利施設整備事業ということに訂正願いたいと思います。

なお、歳出と歳入の部分については、水利施設となっておりますので、非常に申し訳ございませんけどもよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） それでは、次に、議案第３８号 平成２７年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての提案理由の説明を求めます。議案書２５ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） それでは、議案書の２５ページをお開き願います。

議案第３８号 平成２７年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成２６年度の保険給付費等の確定に伴います精算と平成２７年度から公費を投入して、低所得者の第１号被保険者保険料の軽減を行うこととなりましたことから、その関係経費を補正するものであります。

まず、第1条にありますように2, 159万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2, 069万9千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、26ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととしまして、その内容につきましては、27ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、27ページの歳入から説明させていただきます。

第4款、支払基金交付金、第1項、第2目の地域支援事業支援交付金につきましては、平成26年度の地域支援事業の介護予防事業に要する費用にかかる支払基金負担額の確定によりまして、その不足額が支払基金から追加交付されるものですが、過年度分地域支援事業支援交付金として131万6千円を追加するものであります。

次に、第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、低所得者の第1号被保険者保険料の軽減に要する経費につきまして、国や北海道からの負担金の詳細が確定していなかったため、介護給付費準備基金からの繰り入れによりまして、予算計上をしておりましたが、この度、正規の歳入計上が可能となりましたので83万3千円を減額するものでございます。

第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金の5節、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、ただいま、ご説明いたしました低所得者の第1号被保険者保険料の軽減に要する経費につきまして、国と北海道からの負担金をいったん一般会計で受けて介護保険特別会計に繰り出すこととするため、低所得者保険料軽減繰入金として、83万3千円を計上するものであります。

次に、28ページになります。

第8款、繰越金、第1項、第1目の繰越金2, 028万3千円の追加につきましては、前年度の繰越金であります。このうち、1節の支払基金交付金繰越金500万8千円につきましては、平成26年度の介護給付費に要する費用に充てる支払基金交付金として交付されたもので、事業費の確定により超過分を支払基金への返還金として繰り越しするものであります。

同じく、2節のその他繰越金につきましても、平成26年度の国および北海道からの介護給付費負担金でありまして、事業費の確定により超過分を国への返還金として1, 368万8千円、北海道への返還金として158万7千円、合わせて1, 527万5千円を繰り越しするものであります。

次に、29ページになりますが、歳出について、説明させていただきます。

第4款、基金積立金、第1項、第1目の介護給付費準備基金積立金につきましては、歳入でご説明しましたとおり平成26年度の実績確定により、支払基金から追加交付される分につきまして、一時的に介護給付費準備基金により立て替えをしておりましたが、今回精算交付されますことから、基金へ積み戻しするため、積立金として131万6千円を追加するものであります。

この結果、資料1の基金保有状況（見込）の表の下から2段目にあります介護給付費準備基金の平成27年度末保有見込額は2, 618万3千円となる見込みであります。

続きまして、第6款、諸支出金、第1項、第2目の償還金につきましては、歳入でご説明しました第8款の繰越金2, 028万3千円を国、北海道および支払基金に返還するた

め追加するものであります。

以上、平成２７年度介護保険特別会計の補正予算の内容につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 議案第３７号、議案第３８号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第３９号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第８、議案第３９号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書３０ページです。

町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 議案書の３０ページをお開き願います。

議案第３９号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例（昭和２５年条例第８号）等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、本年３月３１日に公布されたことに伴い、町税条例等の一部を改正するものであります。

なお、地方税法等の一部改正により、徴収猶予等の取り扱いについての改正も行われたところですが、それらの改正につきましては、次回以降の議会で提案させていただくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、記以下について説明させていただきます。

別紙として、次のページ、３１ページになりますが、町税条例等の一部を改正する条例ということで、今回の改正につきましては、３１ページ上段からの第１条で、町税条例、それから、３４ページ下段の第２条で、平成２６年６月に改正した町税条例等の一部を改正する条例、それから、４２ページの附則第８条で、平成２５年１２月に改正した町税条例の一部を改正する条例、この三つの条例のそれぞれの一部を改正するものであります。

３１ページから４２ページまで、改正条文を記載しておりますが、長文かつ複雑であるため、４３ページ以降の「町税条例等の一部を改正する条例の概要」によりまして、主な改正点について、ご説明させていただきます。なお、施行日につきましても各項目の下段に記載させていただいております。

それでは、まず、４３ページの第１条による改正の項目１、所得割の課税標準、第３３条の改正ですが、所得税法の一部改正によりまして国外転出をする場合の譲渡所得等の特例が創設され、平成２７年７月１日以後に国外転出をする一定の居住期間を有する者が１億円以上の有価証券等を所有等している場合には、その資産の譲渡があったものとみなして、その資産の含み益に所得税が課税されることになりました。

個人町民税の所得割の課税標準の計算におきましては、所得税法、その他の所得税に関する法令の規定による所得税法に規定する総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定することとなっておりますが、今回、所得税について課税されるこ

とになった、この国外転出の場合の１億円以上の有価証券等につきましては、賦課期日の関係から所得税の例によらず、個人町民税においては、課税しないこととする規定の整備であり、平成２８年１月１日から施行するものであります。

項目２の個人の市町村民税の寄附金控除額に係る申告の特例等、附則第９条と附則第９条の２に関係しますが、地方税法改正に伴うふるさと納税の申告特例の規定を設けるもので、ふるさと納税を行った者が寄附金控除を受けるためには、寄附を行った翌年に確定申告をすることになりますが、平成２７年４月１日以後にふるさと納税を行った分については、年末調整などで確定申告をする必要のない給与所得者等につきましては、ふるさと納税先が５団体以内の場合に限り、翌年の１月１０日までにふるさと納税先団体に申請することにより確定申告をすることなくワンストップで控除が受けられる手続きの特例について整備するもので、平成２７年４月１日から適用するものであります。

次に、項目３、法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合、附則第１０条の２ですけれども、地方税法改正に伴うわがまち特例措置の追加によりまして規定を整備するものですが、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税課税標準を３分の２とする特例措置を設けるもので、平成２７年４月１日から適用するものであります。

項目４の軽自動車税の税率の特例、附則第１６条ですが、地方税法の改正に伴い、一定の環境性能を有する軽４輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例、軽課と言いますけれども、そのことを新設するものであります。これは平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までに新規取得した３輪以上の軽自動車に対し、平成２８年度軽自動車税のみに適用するものであります。

電気自動車等では概ね７５％を軽減、平成３２年度燃費基準を２０％上回って達成したものは、概ね５０％を軽減、平成３２年度燃費基準達成車につきましては、概ね２５％を軽減するもので、平成２７年４月１日から適用するものであります。

次に、項目５、たばこ税の税率の特例、附則第１６条の２ですけれども、地方税法の改正によりまして、旧３級品の紙巻たばこ、銘柄で申し上げますと、わかば、エコー、ゴールデンバット、しんせい、ウルマ、バイオレットの６銘柄につきまして、現行１，０００本につき２，４９５円と一般のたばこ税の半分以上の特例税率が適用されておりましたが、ここに記載のとおり平成２８年４月１日から４段階で縮減し、平成３１年４月１日には一般のたばこと同じ、１，０００本につき５，２６２円となり、特例税率が廃止されるもので、平成２８年４月１日から施行するものであります。

次に、項目６、番号法改正に伴う個人番号又は法人番号等の規定の整備をまとめておりますが、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、本年１０月から１２桁の個人番号、１３桁の法人番号が通知され、平成２８年１月から順次利用が開始される予定ですが、各種申告や申請書におきまして個人番号や法人番号の記載を必要とする改正を行うものであります。

第２条は、用語の意義を規定しているところですが、この中で納付書や納入書はどういうものかという定義をしてございますが、住所や氏名、徴収金額等必要な事項を記載するものをいう。という定義に、個人番号や法人番号の記載を加えるものであります。

以下、同じように第３６条の２の町民税の申告に、それから、第５１条の町民税の減免

申請書に、第 6 3 条の 2 の固定資産の補正の申出書に、第 6 3 条の 3 の共用土地の固定資産税の案分の申出書に、第 7 1 条の固定資産税の減免申請書に、次の 4 4 ページの第 7 4 条の住宅用地申告書に、第 7 4 条の 2 の被災住宅用地の申告書に、第 8 9 条の軽自動車税の減免申請書に、第 9 0 条の身体障害者等の軽自動車税の減免申請書に、第 1 3 9 条の 3 の特別土地保有税の減免申請書に、第 1 4 0 条の 8 の入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告に、それから、附則第 1 0 条の 3 の新築住宅等に対する固定資産税の減額の申告書に、これらの各種申告や申請書に個人番号または法人番号の記載等を必要とすることにするものであります。

なお、施行日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日となっております。

次の項目 7 には、地方税法改正に伴います適用期間等の改正をまとめておりますが、まず、附則第 7 条の 3 の 2 については、個人の町民税の住宅借入金等特別控除の適用期間について、消費税率 1 0 % への引き上げの 1 年半延期に伴い、住宅ローンの対象期間も延長されたことから特別控除の期間を 2 年延長するものです。

附則第 1 1 条は、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義ですが、平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの間、負担調整の仕組みを継続することに伴う年度の改正であります。

附則第 1 1 条の 2 は、土地の価格の特例ですが、平成 2 7 年度の評価替えにあわせた年度の改正であります。

附則第 1 2 条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例、附則第 1 3 条は、農地に対して課する固定資産税の特例、附則第 1 5 条は、特別土地保有税の課税の特例ですが、それぞれ平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの間、負担調整の仕組みを継続することに伴う年度の改正で、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用するものであります。

次の項目 8 は、法律等改正に伴う条項号ずれ等の改正をまとめておまして、それぞれ、左側に記載の引用条項が矢印の右側に記載の条項に変更になるものであります。

第 2 3 条は、法人の恒久的施設の定義について、地方税法で規定することになったことにより引用条項の整理をするもので、平成 2 8 年 4 月 1 日からの施行。

第 3 1 条は、法人の資本金等の額の定義について、地方税法で規定することになったことにより引用条項の整理をするもので、平成 2 7 年 4 月 1 日からの適用。

第 3 6 条の 3 の 3 は、所得税法改正に伴う条ずれの整備で平成 2 8 年 1 月 1 日からの施行。

第 4 8 条と第 5 0 条は、次の 4 5 ページにまたがりませんが、法人税法改正に伴う条ずれの整備。

それから、第 5 7 条と第 5 9 条は、地方税法改正により固定資産の非課税の対象に事業所内保育の用に供する固定資産が追加されたことによる引用条項の整理で、これらは、平成 2 7 年 4 月 1 日からの適用となります。

附則第 4 条は、法人税法改正に伴う条ずれの整備で、平成 2 8 年 4 月 1 日からの施行。

また、附則第 1 0 条の 2 は、地方税法改正に伴う条ずれの整備で平成 2 7 年 4 月 1 日から適用するものであります。

次の項目 9 は、文言の整理であります。それぞれ、左側に記載の文言が矢印の右側に

記載の文言に改正するものでありまして、平成２７年４月１日から適用するものであります。

続きまして、次の第２条による改正ですが、項目１、平成２６年６月に改正しました附則第６条の改正でありまして、先ほどの第１条による改正の項目４のところで説明しました附則第１６条の軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の新設によりまして、附則第６条で規定していた読み替え規定の表の中で引用している「附則第１６条」の字句を「附則第１６条第１項」に、引用条項を変更するもので、平成２７年４月１日から適用するものです。

次に、附則第８条による改正ですが、項目１、平成２５年１２月に改正しました附則第１条の施行期日の改正であります。租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴いまして、平成２５年１２月に改正した附則第２６条の５「条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」の改正のうち、「配当所得」の文言を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分について、その施行日を平成２９年１月１日としていたものを平成２８年１月１日施行に改めるもので、平成２７年４月１日から適用するものであります。

ここで３５ページに戻っていただきまして、ここからは附則であります。

第１条は、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、平成２７年４月１日から適用するものでありますが、一部施行日が、平成２８年１月１日、平成２８年４月１日、それから行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日となるものがありますが、先ほど概要の中でご説明したとおりであります。

また、第２条は、町民税に関する適用年度に係る経過措置、それから、３６ページのほとんどの第３条は、固定資産税に関する適用年度に係る経過措置、下のほうの第４条は軽自動車税に関する適用年度に係る経過措置、一番下の第５条の町たばこ税に関する経過措置につきましては、これは４１ページまでの長文になっておりますが、これは４段階で軽減税率が縮減・廃止されることによる、それぞれの縮減段階におけるたばこ税の課税についての規定をしているものであります。

なお、３８ページの第７項に読み替え規定の表がありますのでご覧をいただきたいと思いますが、これの一番上の左欄にあります第１９条の欄になりますが、中欄の「第９８条第１項若しくは第２項」の字句を、右欄の「町税条例等の一部を改正する条例（平成２７年条例第●●号。以下この条及び第２章第４節において「平成２７年改正条例」という。）附則第５条第６項、」に読み替える規定がございますが、この条例第●●号の黒丸につきましては、今回提案しております条例改正が議決された後、公布する際に付けられる番号でありますので、現時点では未確定でありますことから、黒丸としているものであります。

４２ページの第６条は、特別土地保有税に関する適用年度に係る経過措置、第７条は入湯税に関する適用年度に係る経過措置をそれぞれ規定しております。

附則の最後の第８条の町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、先ほどの概要のところで説明させていただいたとおりであります。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、議案第39号の提案理由の説明が終わりました。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第9、一般質問を行います。

質問は通告の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

3番、河端芳恵議員。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。通告書に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、町政執行方針について、町長に伺います。

先の統一地方選挙では、町長・町議共に無投票で当選となりましたが、町民の方々から白紙委任されたのではなく、町政・議会に対してかなり厳しい声もありました。

今まで以上に謙虚に町民の声を聞いて進めていく必要がありますが、菊池町政3期目に向けてどのような考えで町政を担っていこうとしているのか、町政執行方針の中から何点か伺います。

1、高齢者や障がい者、経済的に困窮しているなど、さまざまな問題を抱える人が増えてきています。くんねっぷ型の福祉モデルづくりとはどのようなものですか。

2、これから予想される施設整備と、その優先順位をどのように考えていますか。

3、ふるさと思いやり寄付（ふるさと納税）の制度改正の内容と、具体的な取り組みをどのように進めますか。

4、行政の電子化が進んでいますが、ウイルス感染や日本年金機構などからの個人情報流出などの事件が後を絶ちません。町の情報管理などの対策は万全ですか。個人情報を行政が一元管理するマイナンバー制度の導入が予定されていますが、町の取り組みはどのようなになっていますか。

以上を伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政執行方針について」4点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「くんねっぷ型の福祉モデルづくりとはどのようなものなのか」とのお尋ねでございます。本町は自然環境に恵まれていることや、人口・面積規模が小さく集落がまとまっていること、また、管内の中核都市に近く、その生活圏域となっているなどの「地域の特性や優位性」は、町づくりの独自政策を推進しやすい要素となっているところであります。

くんねっぷ型の福祉モデルにつきましては、この特性や優位性を生かして、高齢者や障がいのある方、経済的に困窮されている方など、福祉サービスを必要としている方に対して、国等の公的制度のみでは対応できない部分に、町と社会福祉協議会、各福祉団体、医療機関等が密に連携を行うなど、本町独自の福祉施策を取り組むことにより、町民一人ひとりへの全庁的なサポートをしていくという考え方であります。

そして、その考え方をもとに、本町の総合計画の基本目標の一つであります「健康で笑

顔あふれるまちづくり」等の実現に向けて、各種施策を進めているところです。

分野ごとに、主な取り組みを申し上げますと「地域福祉」の分野では、社会福祉協議会活動費への補助、保護司会等の福祉団体活動費助成、医療資金貸付事業など、「子育て支援・児童福祉」の分野では、乳幼児等医療費助成の拡大、「高齢者福祉」の分野では、高齢者在宅サービス事業、居宅・訪問介護支援事業への補助など、「障がい者福祉」の分野では、重度心身障害者交通費助成、北見市子ども総合支援センターきらり通園費助成など、「保健・公衆衛生」の分野では、特定疾患患者等通院交通費助成、特定不妊治療費助成など、「医療」の分野では、地域医療報償、訪問看護利用者交通費助成などとなっております。

私は、3期目のテーマに「すべての町民にやさしい町づくり」を掲げましたが、ただ今ご説明しました取り組みにより、すべての町民に行き届く福祉サービスの実現に向けて、関係機関の皆さまと力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目に「これから予想される施設整備と、その優先順位の考え方」についてのお尋ねがありました。

私の3期目のスタートとなる平成27年度町政執行方針では「すべての町民にやさしい」ことを実現するための政策として、任期中に障がい者のための多機能型グループホームの建設や長寿会館の建設を視野に入れることを記載しましたが、そのほか昨年度に耐震診断調査を実施し、耐震強度が不足するスポーツセンター、用地取得等が終了し建設計画づくりが進んでいる図書館の建設などの大型建設事業や本格化する第4期の農業基盤整備事業、道路、橋梁、河川、上下水道の老朽化に伴う2次改修事業など多額の事業費を予想しております。

事業の選択につきましては、住民生活に影響が大きい緊急性の高い事業を中心に計画してまいりますが、特に大型建設事業は事業費が多額であり、後年度の負担も大きくなることが予想されますので、国・北海道の補助金や交付金などの特定財源の確保が不可欠であり、財源の見通しと財政運営の安定化を見据えた中で実現に向けた検討をしてまいりますのでご理解をお願いします。

3点目に「ふるさとのおもいやり寄付の制度改正の内容と、具体的な取り組み」についてお尋ねがありました。

「先人の尊い精神を受け継ぎ、訓子府町に想いを寄せるさまざまな人たちが、まちづくりに参加できる訓子府町らしい新たな自治を展開し、いつまでも希望の持てる活力に満ちたまちづくりを推進する」ことを目的として、平成20年に開始した「ふるさとのおもいやり寄付制度」については、7年間で942万7千円の寄付金額を数え、多くの事業に活用させていただいております。

この間、寄付金控除額の拡充や確定申告の簡略化などの税制改正が行われ、都市部から地方への寄付額が増大しましたが、一方では謝礼品目当ての寄付行為も多いと言われております。

そういった中、3月の定例会一般質問で議員からもご意見のありましたとおり、寄付をされた方へ特産品等の謝礼品を贈る制度に改正し、姉妹町である高知県津野町特産品とも連携し、町のPRを強化するためのインターネット活用やクレジット納付を導入するなど、前段触れましたふるさとのおもいやり寄付制度の精神を引き継ぎ、さらなる推進を図ることが必要と感じております。なお、具体的には町で寄付収納と寄付額に応じたポイントを発

行し、特産品等の事業者との交渉、カタログ製作、謝礼品の発注、寄付者へのカタログ送付、ポイント管理、インターネットポータルサイト管理などは事業者に委託することとなります。

また、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に登録し、広く情報発信することにより、寄付額の確保はもとより、特産品のPRや販路拡大、訓子府町のPR、地域活性化につながるものと思っています。

4点目に「町の情報管理などの対策」について、お尋ねがございました。

今日、^{こんにち}情報通信技術の進展により、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は、医療、福祉、教育、経済活動などの分野から個人の生活に至るまであらゆる面で拡大・浸透し、我々にとってなくてはならないものとなっております。行政においても、町民の個人情報や行政運用上重要な情報などを多数取り扱っており、多くの業務で情報システムやネットワークを活用している実態にあります。

しかし、報道等でご存じのように個人情報の漏えい、不正アクセスやコンピューターウイルスなど新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害が後を絶ちません。

情報資産をさまざまな脅威から防御するためにも、安全対策を推進し、情報資産の機密性・完全性および可用性を維持するため、「情報セキュリティ対策」への取り組みは不可欠となっております。

町では「訓子府町情報セキュリティポリシー」いわゆるセキュリティ対策の指針により、情報セキュリティ対策を推進し、物理的・人的・技術的対策を行っているところです。

物理的対策としては、セキュリティ対策サーバーの導入、サーバーやコンピューター室の管理、職員が利用するパソコン端末の管理、人的対策としては、システムへの接続に使用するID、パスワードの管理、セキュリティ情報の周知、職員研修による情報セキュリティの啓蒙、技術的対策としては、ウイルス対策ソフトの導入、ID、パスワード認証によるシステム利用者の制限、権限外業務システムへのアクセス制限などを行うことにより、情報資産を管理しております。

不正アクセスや防御の技術はいたちごっこではありますが、情報セキュリティ対策には「万全」「100%大丈夫」というものがないとも言われておりますが、今後でもできる限り対策を徹底していく必要があると考えております。

次に、「マイナンバー制度の導入に伴う町の取り組み」について、お尋ねがございました。

まず、マイナンバー制度では、国など一つの行政機関が情報を一元管理するわけではなく、情報の持ち主がそれぞれ情報管理する、いわゆる分散管理方式とし、個人の個別に割り振られた番号により相互に提供し合うネットワークシステムを構築するものです。

今後、町として個人番号利用にあたり、平成27年10月からの個人番号の付番・通知、平成28年1月からの社会保障分野や税分野で順次利用開始されることから、個人情報の保護の徹底と適正な管理、情報提供ネットワークとの接続のために必要な既存システムの改修、広報活動、条例などの例規整備を行ってまいります。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 何点か再質問いたします。

はじめにくんねっぷ型の福祉モデルということなので、何か特別なお考えがあったのかなと思いましたが、今まであったようなことをそれを総括してくんねっぷ型というお話みたいです。その中でさまざまな困難を抱えている方、また介護をされている方、している方、いろんな方が多くなっておりますが、一番問題なのは相談機能というのですか、いろいろな問題を抱えて困っていらっしゃる方が多いのかなと思いますので、その辺をどういうふうに拾い上げていくか、そこが大きな問題なのかなと思います。その中で障がいを抱えている人たちの福祉友の会というのがありまして、20年たって今年で解散いたしました。解散はしましたが、それぞれが抱えている問題というのは、かなり大きな問題があると思いますので、そういうことも含めてより一層の相談体制ができるか、その辺の困難を抱えている人たちをどういうふうに把握して、どのように施策につなげていくか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 冒頭、議員からご質問がありましたように、くんねっぷ型というのは、総合的な福祉政策をより緻密^{ちみつ}に行っていかなきゃならない。ある意味では、従来型をさらに充実、強化していかなければならないことの一つの表現として、くんねっぷ型のモデルづくりとして進めていくという考え方として理解していただいているのではないかと思います。

それから、今、特に強調して質問がありましたように、相談機能の充実であります。一つは、地域包括支援センターを代表する高齢者福祉の中で、それぞれの役場の機能の中で対応していくというのが1点、それからもう一つは、ボランティア組織として社会福祉協議会が若干ずつですけれども、話し相手等々の実績が少しずつ増えてきている状況ですけれども、これらの社会福祉協議会の本来のボランティアをいかにして高めていくのかというのが2点目ではないかなと思っています。それと同時に、3点目は今年からも新たにスタートしようとしている、例えば、認知症高齢者等SOSネットワーク、あるいは認知症のサポーターを各町内会・実践会にきめ細かくそういう有資格者を配置、あるいは講習等を行いながら、地域ぐるみで高齢者や障がいのある方々の相談を広げていく、深めていくということがこれから一層大事にしていかなければならないのではないのかというふうに思っています。

さらにまた、福祉友の会が20年たって今回解散しましたけれども、従来からお話をしています、例えば重度の障がいのある方々の医療行為を伴うようなグループホームの建設ということの問題、さらにまた、心の病やいろいろなかたちで家の中で介護を受けている方々がこの町で生涯にわたって暮らしていけるようなシステムをどうつくっていくのかというのが一つのある意味では大事な私どもの町の課題ではないかなと認識しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端議員。

○3番（河端芳恵君） 私の周りもかなり高齢化で独り暮らし、また、高齢者世帯、障がいがあったり、いろいろなことを抱えている人がおります。その中で、町からいろんな案内文章がきますけど、よくわからないということでよく相談を受けるんですが、わかりや

すい施策につながるわかりやすい対応というのにも必要なと思いますので、その辺も含めて、よりきめ細かな、困難を抱える人をサポートする、その体制についてお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 実は今回、第6期の介護保険事業計画をこの3月いっぱい策定し、そして発表させていただきました。私自身のところにも答申をいただいたところですが、現実的に介護保険制度そのものを策定委員さんの方がどこまで理解しているか、そしてそれをできるだけわかりやすく、うちの保健師、担当者等がいろんな資料をつくったりするんですけども、例えば文言がわからない、非常に難しい。あの福祉の予算書を見ても、あの言葉だけでは、どういう意味なのかというのがわからない。それをわかりやすくどうやって説明したらいいのか、あるいはまた地域に出かけていくということもさることながら今後の一つの大きな課題だということで、何度も資料の作り直し等々をやって、できるだけ地域の方にわかっていただくためにあの資料を配付している。私も介護保険の第1号被保険者、65歳以上ですから、毎年こういうパンフレットがやってまいります。これを見えます。フローチャートになっている、こうやっていってもなかなかやはり言葉がきっとこれは住民の方がわからないだろうなということを制度も含めて、鋭意これらについては、わかりやすい資料づくりを心掛けていくように、これからも注意しながら前へ進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端議員。

○3番（河端芳恵君） とかく町からのお知らせというのは、わかりづらいことが多いので、その辺わかりやすく、理解しやすいものをお願いしたいと思います。

次に、これから予想される施設の優先順位ということで、先ほど町長の中から何点か、町政執行方針の中でも多機能型グループホーム、長寿会館、触れられていなかったんですけど、スポーツセンターということですが、これは具体的にどの部分をどういうふうに進めるかというのは、町民にいろんなことをお知らせしながら根回しというか、基本的な合意を得ながら進めなければいけないのではないかと思います。特に、多機能型グループホームについては、早い段階で町長が建設について発表されておりますが、その辺について、やはり具体的な制度上のことだとか、運営上のことだとか、いろんなことがありますので、どの辺まで詰められたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 最初の質問にちょっと、できるだけわかりやすく資料を町民の方に配付するということはもう心掛けてまいりますし、もう一つは私が町長になって以来、地域担当職員ができるだけ地域の中に職員が出向いて、いろんな問題を町民が相談しやすいような状況や環境をつくっていくんだということで、少しずつその成果があがってきているのではないのかと。また、あるいは高齢者、今年、昨年度もそうですけれども、大雪が降ったときや、あるいは水が出たとき等も含めて、最低でも1年に1回は一人暮らしや、高齢者二人世帯のところを職員がまわって、雪が降ったときは、スコップの一つを持ってでも行って、そして安否を確認するという心掛けていただきたいという話をしながら、実績や報告を町民課長を通じて私のところにてん末としてあがってくるという状況で今やっておりますので、これらもさらに現実的なそういう、例えば、建設課の職員が行っ

て福祉の相談を受ける、わからない、そうするとそれはてん末に書いて福祉保健課の職員につなぐ、こういう努力を日常的にしながら、私たちはまずは職員がそういうかたちで努力をさせていただいている。私流で言うと困ったことがあって、いよいよわからないときには、どうしようもできないときには、役場に来てほしい。役場に電話してほしい。いよいよ職員がだめだったら私に直接電話くれと。そうすれば何とか解決の方法や、職員を紹介したり、セクションを紹介したりしながら、一步でも二歩でも前に行くようにしますと言っています。中には町長のところに行ったら何でも解決してもらえるんですかという質問をくれた方もいますけれども、いずれにしてもやはりいろいろな状況の中で諦めや、あるいは混迷するというような状況は避けていきたいというふうに考えているところですので、ここはやればやってもきりが無いという状況はありますけれどもご理解賜りたいというのが一つです。

それから、施設の順番性であります。ご存じのとおり認定こども園が今建設真っ盛りです。来年の4月からオープンするように今、盛んに努力しているところです。当初、ご存じのとおり8億円の予算計上が12億円まで膨れ上がる。資材費の高騰と人材がい無いということで、大変な状況が起きてくる。そして補助金の手当てがなかなか難しい。これは認定こども園の民間にはあったにせよ、公立の認定こども園にはないんだというような状況の中で最終的に行きついたのが林業再生の基金でありました。それとエネルギーで今、地中熱を利用した施設にしよう。これは例えば施設建設費の2分の1の3億1千万円とヒートポンプ等々の地中熱のうんぬんでグリーンニューディールの補助を1億円の100%補助をもってきて4億1千万円という補助金の中で、この事業をやっと前へできるという状況をつくってきました。その点で言うとこれから非常に多いのは、やはり福祉と教育です。しかし、これらの補助金というのは本当はない。限られた予算しかない。国の補助も北海道の補助もない。その中で単独の経費だけでやり得るかどうかということでは、例えばスポーツセンターが耐震に、大きい地震がきたら非常に危険だという状況の中で、仮に14億円の予算がかかります。今の算出では14億円の予算をうちの今、やっと40億円まで貯めた貯金、14億円をスパッとそのままその交付金含めて、交付税含めてやっていいかどうかというのは、ものすごいやはり慎重な検討が必要だと。ある点では、認定こども園の例も出しましたけども、それぞれの財源的な見通しをどう立てるかということが一つ。

それから今、スポーツセンターのことでいいましたら、社会教育委員や、あるいはスポーツセンター運営審議会委員や住民の代表の方々のご意見をいただいて、どういう施設が今必要なのかという、これは図書館ももう既に終了しているという段階でありますけど、その中を考慮しながら財政的な見通しを立てて私は1番、2番、3番という順番が出てくるのではないかと。それで私の3期目の任期中にできないことも多々あると思います。これはある意味ではご理解いただかなければならない。少なくともある一定の施設の方針を出すにあたっては住民の理解や関係機関、団体等の意見を十分お聞きしながら、優先順位を決めていかなきゃならないというふうに考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 今のお話で資金的なこともありますし、優先順位については、各

方面の声を十分聞いて進めるということですのでよろしくお願いいたします。その過程が住民も納得できるような過程が明らかになればよりいいのかなと思います。

ふるさとおもいやり寄付について、今、ご説明いただきましたが、具体的にかなり作業的には、進んでいるのかもしれませんが、いくつかのポータルサイトがある中で、ここには出ていないですが、JTB西日本、ここに決まった経緯とか具体的にどういう内容で考えているのか、私この件については、先にも一般質問で要望しましたので、今回これよかったなと思ったんですけど、この内容が、例えば1万円いただきましたら、5千円をポータルサイトのほうに払うとか、何かいろいろな内容がちょっとクエスチョンマークが出た部分がありますので、再度具体的な内容、概要ですね、それとJTB西日本に決まった経過、それから今後の進め方について伺います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、ふるさとおもいやり寄付金の関係でご質問いただきました。まず、事業者の選定の問題でございますけども、ポータルサイトが今言った返礼品を通じた部分の事業をやるということではなくて、事業者というのが議員言われる事業者、JTB西日本なんですけども、その部分が責任を持ってやるということでございまして、JTB西日本の部分からいきますと、選定後各業者が出てきましたけども、当時としては少なかった。ほとんどうちのほうに来られた業者はJTBさんが一番最初で、その後は町長のほうに来町した業者というのが1件もございません。パンフレットとか、そういった部分については、今年になって出てきたということでございますので、そういう意味では何ていうのか、JTBはやるんですけども具体的には町の裁量の中で町の特産品等々の部分を送るという作業でございますので、そういう意味では、入札とかそういった部分には当てはまらないかなということでJTBのほうに予算提案していますけども報償費というかたちで出すということで提案をしているところでございます。

内容の具体的な部分でございますけども、まず、例えば1万円を寄付者の方から例えばインターネット上のクレジット払いで後金払いで申し込みを受ける、町のほうには、クレジット会社から入金になります。そして、入金になった後に町は5千円を報償費としてJTB西日本のほうに支払いをする。支払いにあわせて、ちょっとポイントについてはまだちょっと確定していないんですけども、例えば5千ポイント、1ポイント1円とすると5千ポイントを付与するということなんです。その5千ポイントをもって今度はJTBのほうから回答の中にも出してますけども、カタログとはがき、それとポイントの部分をJTBのほうから寄付者のほうに通知をするという、寄付者はそのポイントをもってカタログから選んでハガキ等でJTBのほうに送る。JTBのほうは、それを受けて各カタログに載っている商店なり、そこらのところに発注をする。発注を受けたA業者の方は寄付者の方にその商品を届ける。届けるというのは送付するということですけども、具体的にいうとそういう制度でございます。

○議長（上原豊茂君） 河端議員。

○3番（河端芳恵君） 具体的な制度とか、構成図というのですか、それを見てもちょっといまいち納得というのか、1万円例えばいただいたら5千円分をJTBのほうにお願いするということなんですけど、直近でいえば美幌町がここに加わっておりますが、美幌の場合はポイント制が、例えば1万円でしたら25点とか、特産品も美幌町と、この管内に

限っておりますが、これから具体的な進め方があるんでしょうけど、この答弁の中で姉妹町である津野町特産品ともありますが、あくまでも町のPRを強化して、これから特産品を知ってもらってということかというと、町内の、またはJAきたみらいというような区切り方をしてもいいんじゃないのかなと思いますが、その辺、津野町ということも出てきましたので、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 河端議員は、かなりご存じの中でご質問いただいているのではないかと、これちょっと遠くて見えないんですけど、これきつともって河端議員は調べてお話しているんでないかと思います。これJT Bのポータルサイトです。ここに美幌というのをクリックしていくと美幌町のカタログが出てくるわけですからこういうふうにして。そしてその中から美幌町のこの絵でいくと、とうもろこしだとか美幌牛だとか、いろんな美幌窯のコーヒークップまで出てくるわけです。これを1万円ご寄付いただいたら5千円は町の方に、そしてJT B西日本のそこでこれらのお礼も含めてJT Bが全部網羅してそれをお客さんにご紹介するということで選択するんだと。その選択の中に津野町が入っている。これを限定すべきでないのかと。限定して町内の特産品に限るべきでないかと。これはいろんなことがありまして、できるだけ多くの人に訓子府町を知ってもらいたいということと、このカタログで例えば人気のあるのは、どうやら肉と魚ですね。私どもでいいますと今、肉をどうするかと。ホクレンと話をしたり、いろんなことをしながら消費者の方々の需用に応じて町内のものを選択できるようにしたいということの今、選択中の一つです。それから、もう一つは、この機会ですから訓子府町の姉妹町のこういったことも選択、あくまでも選択ですから、これは掲載して姉妹町関係ありますよと。例えば千葉だと思いましたが、千葉も姉妹町関係の載せているところもあるんですね。こういうカードを広げながら広く選択をしていただくということを今、検討中、中身の検討中だと。できれば11月に始めたいと思っています。ですから町民の方々に一番わかりやすい方法でいうと、例えばお葬式で最近多いんですけども、香典なり法事があつて、お金を1万円出すと、私のところに5千円のカタログを送ってくるわけです。それを見て、これにしようと、何番入れてあれしたら現品が届いてくると。わかりやすくいったらこういうシステムじゃないかなと思っていますので、それから、もっとも大事なことは直接この返礼品はいらないと。謝礼品はいらないと。あくまでも趣旨として1万円なら1万円をそのまま町のほうにご寄付させていただきたいということについても、これはきちんと選択の中で受け入れていくという体制の中で今検討しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端議員。

○3番（河端芳恵君） 今、テレビなんかで、損か得かみたいなことでふるさと納税のことが大きく取り上げられておりますが、その全国規模の土俵に上がるということじゃなくて、訓子府の、今こういう現状なので訓子府でお届けできるのはこういうものということです、よその町が牛肉あるからとか、そういうことじゃなくて、今の訓子府でできることで進めていくべきじゃないかなと思いますので、そういう意味で、津野町、いくら姉妹町とはいえ、訓子府、また管内に限定したほうがいいのではないかなと思います。それとインターネットでサイトを開きましたら期間限定とかインターネット限定とかってあります。この中で、今までみたいに郵送だとか口座振替だとか、いろんな方法でお届けくださ

る方もありますし、その辺の対応ですね。例えば今までどおり郵送とか振込、そういう人たちの対応、それもJTBのそちらのほうに一元化するのか、その辺の制度もきちんと、どのように考えているのか伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これはいろんな議論があると思います。徐々に膨らませていく。しかし、これ1回、何て言うのか、こういうのを膨らませていくというのは、イメージの問題もあってなかなか難しいのと、季節によって、うちの町で提供できる品物というのは、かなり限定されていくということもあって、それと手間暇のことを考えて、やはり実績があって、北海道でもこれから、おそらく今、網走もこのJTB西日本を使ってやろうとしていますけども、こういうところと提携して、そういった発送等、それから選択の幅も含めてやれるというのは、私の知る範囲では今、JTB西日本ではないかなと思っていますので、それから例えば、ホクレンがいいかどうかと、訓子府の名前入っていればいいんだけど、だけどやっぱり訓子府の生産者が生産している玉ねぎだろうというドレッシングだろうというようなことを含めて広く解釈してホクレンの製品もどうなのかということを今やっています。それから姉妹町も含めて訓子府町と兄弟関係の津野町の製品を入れていくという考え方で今検討している。まだ決まったわけではありませんけども、検討していることですので、ある意味ではご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 河端議員。

○3番（河端芳恵君） せっかく訓子府に気持ちを寄せていただいた方に訓子府を知ってもらって引き続き訓子府の応援団となっていていただく、そういう目的だと思いますので、その目的に沿ったような運用がなされるように希望します。

次に、電子行政化に対する対応について、先ほど伺いしまして、お答えいただきましたが、今いろいろなウイルスとか、そういうことがメールから流出という、メールによるサイバー攻撃みたいなことがあるようですが、具体的に先ほど町として独自に取り組んでいる、そういう情報流出対策、その辺について、もう一度お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 町独自のセキュリティー対策ということで、今お尋ねございましたけども、これはうちだけということではなくて、全国どの市町村もやられていることだと思いますけども、セキュリティーポリシーという指針でしょうか、それを設けまして、その中で町長からお答えしましたとおり物理的、技術的、人的なセキュリティー対策を細かく決めているということでございます。例えば物理的なセキュリティーで申し上げますとサーバー管理については、ミラーリングといいますか、複製化といいますか、サーバーの管理を複製化するというのと、それからコンピューター室の管理、これらについても出入りの管理をするとか、パスワードで出入りをするとか、それから人的なセキュリティーで申し上げますと不審メール、今おっしゃいました例えば年金機構の問題でいえばトロイの木馬というんでしょうか、ああいうウイルスに感染しないような、感染防止のためのそういう不審メール、ファイルについては開かない。それから、仮に何らかのウイルスに感染したと判断したときには、LANケーブルを抜くというようなこと。それから技術的には、サーバーデータのバックアップですとか、サーバーログって記録ですね、サーバーを使った記録を取得しておくとか、そういったことの対策を講じているということに

なっております。

○議長（上原豊茂君） 河端議員。

○3番（河端芳恵君） これからマイナンバー制度の導入も予定されておりますが、やはり町民、国民の誰もが一番恐れるのは情報流出だと思いますので、今さまざまな対応を伺いましたので、今後もそういうことのないようにより一層の注意を払っていただきたいと思います。

次に、教育行政執行方針につきまして教育長にお伺いいたします。

教育委員会制度改革により、行政との連携がより密接になり、その中で教育委員会の役割も変わってきています。

1、教育委員会の役割、総合教育会議の設置、教育大綱の策定などをどのように考えていますか。

2、耐震不足と診断されたスポーツセンターの今後の考え方は。

3、訓子府高校の存続に向けてさまざまな支援をしていますが、現状と今後の見通しは。以上を伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 時間の関係もありますので、早口になることをお許しいただきたいと思います。

「教育行政執行方針について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「制度改革に伴う教育委員会の役割、総合教育会議の設置、教育大綱の策定などの考え方」についてのお尋ねでございますが、今回の教育委員会制度改革の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図るもので、大きく四つのポイントがございます。

第一に、教育行政の責任体制を明確化するため、教育長と教育委員長の役割を担う責任者を置くこととし、首長が議会同意を得て任命することとしています。

第二に、権限が増す教育長の事務執行に対し、教育委員会のチェック機能の強化がなされています。

第三に、首長と教育委員会が協議・調整する場として、総合教育会議の設置が義務付けられ、この中で、大綱の策定や教育に関する重点施策、児童・生徒の緊急事態対応などについて、協議・調整を行うこととされています。

第四に、教育に関する大綱を総合教育会議で首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定することで、地方公共団体としての教育行政に関する方向性を明確化することとされています。

制度が改正されましても、教育委員会制度の趣旨であります「政治的中立性の確保」、「継続性・安定性の確保」、「地域住民の意向の反映」については担保されており、例えば、教科用図書の採択や個別の教職員の人事などについては、教育委員会が行うこととされており、その役割は今までと変わらず重要であると認識しております。

訓子府町総合教育会議につきましては、6月15日に構成員であります町長と全教育委員が出席して第1回会議を開催し、総合教育会議での協議調整事項の確認を行った後、教育大綱の大まかなイメージと今後のスケジュールを決定したところです。これら協議内容

については、速やかにホームページ等で公表することとしております。

大綱については、基本理念として、憲法・教育基本法・児童憲章などの精神を遵守し、町民憲章および町の総合計画に則するものとし、基本目標を学校教育・社会教育・幼児教育の三つの柱に据え、重点項目を記載していくイメージとしており、期間については、平成30年度までの4年間とする予定としております。

今後、協議を重ね、8月の第2回会議で原案を協議し、12月に開催予定の第3回会議で決定したいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目の「耐震不足と診断されたスポーツセンターの今後の考え方は」とのお尋ねでございます。

昭和53年12月に開設したスポーツセンターは、役場庁舎や公民館、小中学校、温水プールなどの公共施設と近接しているなど、市街地中心部のスポーツ活動がしやすい利便性の高い場所にあり、開設以来スポーツの交流拠点として、スポーツ活動や各種大会など、これまで町内外の多くの方々に利用されてきております。

このスポーツセンターは、昭和56年に施行された「新耐震設計法」以前の建物であり、昨年度、耐震診断調査を実施しましたが、一部に指標値を下回る箇所があるなど全体的に耐力不足となっており、現行法の基準を満たしていないことが判明しました。

また、スポーツセンターは建設から築38年目を経過しており、暖房設備の一部が使用できないなど、施設や設備の老朽化も進んでおります。

このようなことから、スポーツセンターの今後の考え方については、今年3月の第1回定例町議会において安藤議員への答弁でも述べたとおり、耐震補強工事には特にアリーナ部分は多額な工事費がかかることや、耐震補強工事は老朽化した施設の長寿命化を図れるものではなく、さらには、老朽化により多くの不具合を抱えている現状などを総合的に検討した結果、管理棟部分も含めて、施設全体を建て替えることが最良であると考えているところであります。

本年度は、利用者や関係団体等の多くの皆さまのご意見を伺いながら、建て替えの基本的な考え方を整理し、安全・安心に利用できるスポーツセンター建て替えに向けた検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目の「存続に向けてさまざまな支援を行っている訓子府高校の現状と見通し」についてのお尋ねについてお答えします。

訓子府高校への支援につきましては、平成11年に「訓子府高等学校振興会議」を設立し、当初はソフト面の支援を行ってまいりましたが、平成17年度入学生が48名に激減し、2間口維持が喫緊の問題となったことから、平成18年度から本格的な補助制度を設け、見直しを行いながら現制度に至っているところです。

各種補助制度の概要につきましては、「入学準備金5万円」、「教科書無償支給」、「北見、置戸間バス定期購入代金の自己負担額の半額助成」、「見学旅行に対する3万円助成」、「各種資格・検定料の全額補助」、「就職に要する資格取得受講経費の3分の2助成」、「外部講師による放課後学習支援」に加え、本年度から希望者に実費負担による「学校給食の提供」を行うなど、生徒確保に向けて、多岐にわたる取り組みを行っております。

訓子府高校の現状につきましては、1間口となった平成21年以降の入学者をみますと、20名台から30名後半で推移してまいりましたが、平成26年入学者が19名で欠員が

初めて20名以上となり、翌、平成27年度に訓子府中学校を卒業する生徒が40名と非常に少ないことから、2年続けて欠員20名以上となる危機的事態が想定されたため、昨年8月に高校と中学校の校長・教頭・PTAおよび教育委員会で構成する「訓子府高等学校連携支援協議会」を設置したところです。

この協議会の設置目的は、関係機関が情報を共有し、訓子府高校が将来とも魅力ある高校であるために必要な支援を行うもので、協議の中で希望者への学校給食の提供や学校見学会におけるアンケートの実施、訓子府中学校PTAによる高校見学など、多く提案を実践したに加えて、訓子府高校の校長などが近隣中学校を訪問し、これら補助制度や訓子府高校としての取り組みを積極的にPRしたこともあり、議員もご承知のとおり平成27年度欠員が17名にとどまり、ひとまず安堵したところでございます。

今後の見通しにつきましては、6月に道教委から示されましたオホーツク中学区高校配置計画案では、平成30年までは、すでに決定している北見工業の1間口減以外の調整はない計画となっておりますが、平成31年から34年までの4年間で、中学区全体で中卒者数が約200人減少することから、31年度以降4年間の見通しで「4、5学級程度の調整が必要」と明記されております。

訓子府中学校卒業生数につきましても、来春の60名をピークに40名台へと減少していくことから、今後も厳しい状況は続いていくと認識しておりますが、70年の歴史の中で多くの優秀な人材を輩出し、現在においても地域経済や文化の担い手であり続けている訓子府高校が、未来に向かって限りなく発展することを期待して、町をあげてさまざまなかたちで連携し、存続に向けた支援を行っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 河端議員。

○3番（河端芳恵君） お答えいただいた中で、総合教育会議のことについて、ちょっと再質問いたします。

この会議は、首長と教育委員会の意思の疎通を図るために設けられたということですが、この総合教育会議の中で教育行政大綱の策定とか、この学校の条件整備、児童・生徒の生命、身体の保護など緊急なことに関すること。それと学校の統廃合ということも話し合われるということになっておりますが、具体的に訓子府もこのことについては、いろいろ間近な問題として、さまざまな声がある中で、今、具体的に教育委員会の中で今までの経過とか具体的な問題点だとか、そういうことを情報提供というんですか、話し合われていますか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 総合教育会議の中で、そのような学校統廃合も含めた協議をするということになっておりますけど、法律的には総合教育会議に諮る部分というのは、今、前段お答えしたように大綱の整備だとか、教育施策の主なものを諮っていくということになっております。今年度はスケジュール的には、大綱を策定するのに年3回程度予定しております。次年度以降は従前も町長と教育委員との懇談も行っていますが、年1、2回程度その辺を開催しながら、例えば今言ったような問題も含めて今後、調整がはかられ

るものと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端議員。

○3番（河端芳恵君） 教育委員会議は大津のいじめ以来、こういうかたちになりましたが、訓子府は今までうまくまわっていたように思います。それで顔の見える行政だからこそ、今までうまくまわっていたと思いますので、これからも教育委員会の活動ですか、それも子どもたちのために十分な活動を検討をしていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） この制度そのものの発端というのが、ご存じのように大津のいじめ事件を発端としたもので、首長部局と教育委員会の中で情報共有すべきじゃないかということで、こういう制度ができたものですが、いじめの問題に関しましては、新制度であろうと旧制度であろうと制度的には変わらない部分で、それぞれの教育委員会なりでの対応が必要と思っております。それで河端議員おっしゃったように本町の教育委員会は非常に活発な活動をしておりまして、日常的にも学校訪問や社会教育事業などに数多く参加されておりまして、後ほど報告があると思いますが、教育委員会の活動報告の状況調査の中でも教育委員の活動が載っておりまして、年5、60回程度はそれぞれ委員さんが出た中でやっておりますので、その辺の中で日々研鑽に努めておりますので、これからもそういう活発な活動をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端議員、あと2分です。

○3番（河端芳恵君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 河端議員の一般質問が終わりました。

午後2時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

次は、4番、山田日出夫議員の発言を許します。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田日出夫です。私は、義務教育、中でも初等教育の小学校教育において、教育執行方針の表現としては、述べられなかったことや、また、人々の関心をあまり集めていないかもしれないけど、実はとても大事だと思っていることについて質問を2点にわたってしたいと思います。

執行方針でも触れられておりましたが、教育だけみてもいろいろな公共施設の建設や建て替え等に大きな事業費がかかる。これは致し方ないことではありますけども、施設整備と同じく大事なことは、人を中心とした観点の事業といたしますか、取り組みだと思えます。そのようなことから、大きく二つご質問をしたいと思えます。主に教育長にお答えをいただければありがたいなと思えます。

では、大きな1点目は、私が考える学校の3要素であります。

一つには教職員、二つには施設・教材等、そして、主役の子どもたちであります。教育委員はじめ、教育長や職員の皆さんが3要素の向上に日々努力されていることにつきまし

て敬意を表したいと思います。

まず、教職員ですけれども、児童に与える影響はとても大きく、とても大切な存在です。道費負担職員であります教職員の人事は、各教育委員会の要望でもある教育長からの内申を参考に道教委のオホーツク教育局長が行う仕組みとなっております。毎年この内申で教育長が重視するポイントをお聞きしたいと思います。また、その実現に向けた対応について、概要で結構ですのでお願いいたします。

次は、施設・教材等であります。

中でも私が重視するのは子どもたちが毎日使い、直接学び取る教科書です。教科書は管内の全教育長が参加する協議会で4年ごとに共同で採択しています。昨年は今年度から使っている小学校教科書が採択され、今年度は来年度からの中学校教科書が採択されます。4年ごとに決めるのは固定化を避け、そのときの優れた教科書を選ぶ目的だと思います。なぜか当管内では過去にごく一部を除き変更がありましたけれども、何十年も固定化したままのはずであります。私は子どもたちに優れた教科書を使わせたいという思いから、固定化を避けるよう改革を訴えてきました。昨年の小学校教科書選定の過程と本年度の中学校教科書選定の協議に臨む教育長の姿勢について伺いをいたします。

次は、教育を受ける主役の子どもたちの関係です。

学校教育の目標は大きく言って学力向上と心身の発達、二つだと思います。その中でも心身の発達面で子どもたちの成長が著しい、その代表例として、今回はたまたま訓子府小学校スクールバンドの例をあげさせてもらいますけれども、この活動の教育面の成果とその理由について、所見、認識を伺いたいと思います。

大きな一つの最後です。

学校の応援団、いわゆるスクールサポーター事業についてですが、個人やボランティア団体などの知恵や普段着の力をお借りして授業や特別活動の現場支援や敷地内環境美化など幅広く応援いただいています。この場を借りてご協力いただいている皆さんに感謝を申し上げたいと思います。新しいメニューなども含め、事業の現状と課題について伺いします。

さて、大きな二つ目は、主に小規模小学校の教育について伺いたいと思います。

この問題は、教育以外の要素を重んじる考えもあるようですが、私は純粋に子どもたちの教育優先、ただ1点の立場から伺っていききたいと思います。

町政執行方針にもありましたように、子どもたちの笑顔輝くまち、この大きな命題にもつながることかと思えます。

はじめに、町内にある二つの小学校の今後6年間の児童数の推計値をお伺いします。

私は、居武士小学校の子どもたちや先生方の日頃の頑張りに素朴に感動し、応援しています。校舎や教育環境の整備を行うことは、もちろん当然だと思います。一方、頑張っている児童と今後入学する子どもたちに対して、教育基本法等に定める教育の機会均等や教育の平等性がこれからも本当の意味で保障されるのか実は危惧しております。推計値に対する所見とこの権利保障のための取り組みについて伺いをいたします。

同校は、長い間地域の心のよりどころでもあり、いろいろな思いや意見が輻輳^{ふくそう}していることと思います。居武士小学校の今後について、地域の意見をまとめることは、そう簡単なことではないと思いますが、その検討や話し合いが父兄や地域の間で行われているのか。

また、行政と地域間で情報交換等がなされた経緯があるのかお伺いをします。

最後に居武士小学校の教育の現状と環境から将来を見据えて、今、行政がすべきと考えていらっしゃる取り組みについてお伺いをします。

不慣れなことから、効率的な質問ができませんので、総体的にご答弁は簡単をお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、義務教育、中でも小学校教育の振興について、大きく2点のご質問をいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「学校教育の3要素『教職員』『施設・教材等』『子どもたち』」についてのお尋ねでございます。

一つ目の教職員人事についてですが、町立小中学校教職員は「県費負担教職員」であり、その人事管理権については、任命権は都道府県教委に属し、服務監督権は市町村教委となっており、人事異動に関しては、都道府県教委は市町村教委の内申をまって、任命権行使すると定められています。

これは、都道府県教委の人事行政に市町村教委の意見を反映させる意味を持っているものです。

オホーツク管内では、「公立小中学校教職員人事異動に関する実施要項」が定められており、管内を5ブロックに分けて、教職員がなるべく均等に各ブロックで勤務する仕組みとしております。学校規模などにより基準勤務年数が定められており、毎年、各学校において異動対象者が抽出され、新規採用者も含め、各地教委がそれぞれの意向を持って、調整を図ることとなります。

本町の教職員人事におけるポイントといたしましては、学級経営能力や協調性はもちろんですが、各学校における年齢のバランス、少年団・部活動の指導状況、特別支援クラスの運営経験、中学校では専科免許取得状況など、各要素を総体的に勘案し、管内の教育関係者を通じた対象教職員の人物評価を参考としながら、オホーツク教育局との人事協議を実施しております。

二つ目の教科書採択に向けたお尋ねですが、まず、教科書制度について説明をいたします。

教科書の採択については、4年毎に文科省の検定を経た教科書の中から、公立学校で使用するものについては、学校の設置者である教育委員会が、前年の8月31日までに決定することとされています。

具体的な採択の仕組みとして、教科書の無償措置法により、共同採択方式が採用され、地区としては、教員の人事異動域などを考慮し、同一教科書を使用することが適当と考えられる地域で、本町はオホーツク管内一円の「第9地区」となっております。

各地区とも、通常は採択地区協議会を設け、ここに教員など調査員を置くなどし、共同で専門的な調査研究を行っております。

ご質問の昨年度の小学校教科書採択までの経過ではありますが、第9地区では、教育長で構成される「教育委員会協議会」を4月から7月下旬まで3回開催し、地区で採択する教科書を決定しております。この間、6月下旬から7月中旬にかけて、教員やPTA代表などで構成される「調査委員会」を3回開催し、専門的見地から各教科の教科書について、

調査研究した報告書を作成し、「教育委員会協議会」に提示します。

この一連の手続きに加えて、昨年度、初めて各教育長が4ブロックに分かれ、教科を分担し、「教科書編集趣意書」や「採択参考資料」などを活用し、独自に調査研究を行っており、このブロック別の協議資料も参考にしながら決定しております。

今年度採択の中学校における教科書についても、昨年同様、各教育長も分担して全ての教科書を一読し、併せて、専門家による調査委員会の意見を参考にしながら、本地区で、そして訓子府町にとってふさわしい教科書を採択していく考えでございます。

三つ目の訓子府小学校スクールバンドについてですが、訓子府小学校における特色ある教育活動の一つで、特別クラブとして位置付けられております。

教育面の成果としては、活動を通じて児童の自主性や自発性を高めること、個性・能力を伸長すること、集中力・協調性・粘り強さを育成できることなどがあり、メンバーはもちろん、他の児童においても入学式、運動会、学芸会など音楽に触れ合う機会が多くなり、情操教育の一役を担っており、また、地域行事への参加をとおして、地域との関わりを高める教育効果も併せ持っており、訓小スクールバンドについては、町としても今後の活躍に期待しているところでございます。

四つ目のスクールサポーター事業の現状と課題についてのお尋ねでございます。

社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も情報化や価値の多様化など大きく変化する中で、学校がこれまで以上にさまざまな課題を抱えていることから、地域の力を借りて学校を支援していくことが求められるようになりました。

こうした状況の中で、国は、学校・家庭・地域が一体となった環境づくりのため、その取り組みの一つとして「学校支援地域本部事業」を創設し、本町においては親しみやすい事業名ということで「スクールサポーター事業」として開始いたしました。

スクールサポーター事業は、学校を支援するため、学校が求める活動について地域の方々をボランティアとして派遣するもので、いわば地域につくられた学校の応援団として始められたものです。

この事業の取り組みについては、本格的には平成21年度から実施され、国や道の要請もあり本町におきましても学校教育の一層の充実を図るために開始したところです。

本町での具体的な取り組みにつきましては、学校長やPTAの代表などで構成する地域教育協議会の開催、学校とボランティア間の連絡調整を行う地域コーディネーターの配置、学校支援ボランティアであるスクールサポーター活動の実施であります。

お尋ねのスクールサポーター事業の現状であります。主な活動といたしましては、学習、環境整備、行事等の支援があります。スクールサポーターの登録者数は、昨年度は個人56人、団体は、8団体117人、総数で173人となっております。実施件数とボランティアの延べ人数につきましては、昨年度は32件、延べ188人で、実施件数や延べ人数ともに年々増加の傾向にあります。

最近の状況につきましては、小中学校はもちろんのこと幼稚園や保育園、児童センター、訓子府高等学校からもスクールサポーターの派遣要請があり幅広い活動を行っております。また、新たな要望として小学校への学習支援や読み聞かせ、中学校の柔道授業への支援、訓子府高等学校への茶道指導などに派遣して大きな成果を上げております。

スクールサポーター事業は、事業開始から7年目を迎え、学校と地域に定着し成果を上

げているところでありますが、活動内容が固定化の傾向にあることや、スクールサポーターの新規登録者の発掘が課題と考えております。

このようなことから、生涯学習アドバイザーによる定期的な学校訪問や日常的な働きかけを行うなど、スクールサポーターのコーディネート業務に力を入れているところでございます。

これからも、スクールサポーター事業の充実を図りながら、学校のさまざまな活動を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、２点目の「小規模である居武士小学校の将来を見据えて、行政が今すべきこと」についてお答えします。

一つ目の今後６年間の各小学校における児童数の推計ですが、訓子府小学校は現在２２０名の在籍で、平成２８年度は２１９名、２９年度、２２２名、３０年度、２３７名、３１年度、２３２名、３２年度、２２５名、３３年度２１５名であり、居武士小学校については、現在１８名の在籍で、２８年度は１７名、２９年度、１７名、３０年度、１８名、３１年度、２２名、３２年度、２２名、３３年度、２７名となっております。

全国的な少子化傾向の中、訓子府小学校は現在普通クラスが７学級ですが、今後はほぼ９学級で推移しますし、居武士小学校についても、本年度初めて２０名を切りましたが、このまま推移しますと、数年後には２０名台に回復することが見込まれるなど、厳しい環境下ではございますが、昨年度までの出生者数から児童数を推計しますと、どうにか現状の児童数を維持していくものとの認識を持っているところでございます。

二つ目の、今後の居武士小学校における教育の機会均等の保障についての認識とその取り組みについてですが、居武士小学校のような小規模校については、一般的に「クラブ活動の種類が限定される」、「集団活動・行事の教育効果が低下する」、「習熟度別指導などクラスの枠を超えた指導体制がとりにくい」など、「社会性やコミュニケーション能力が身につみにくい」など、少人数ゆえのデメリットが指摘されており、これらを少しでも改善していくことが教育の機会均等につながっていくと認識しています。

本町では、これらを補う取り組みとして訓子府小学校との交流学习に力を入れており、町立学校教職員の研究組織であります「訓子府町教育研究協議会」の中でサークルをつくり、小学校間の交流学习をテーマとして、毎年、計画を立て実践し、反省し、次年度に生かす取り組みを続けています。これら取り組みにより、集団活動やコミュニケーション能力の習得に役立っており、大きな効果が見られております。また、居武士小学校の子どもたちは、少年団やサークル活動、社会教育事業にも積極的に参加しており、自ら仲間づくりに努力をしているところでございます。

町としても臨時講師を配置して、習熟度にあわせたきめ細かな授業対応の実現に寄与するとともに、毎週、移動図書館を開設するなど、教育的な環境の向上に努めています。

また、一方では、小規模校ゆえのメリットも多く、「個々の学習指導として放課後学習の場である寺子屋の実施」や「一人ひとりがリーダーを務める機会が多い」、「相互学習の実践として、教える側、教わる側を体験できること」など、子ども一人ひとりの個性や能力を生かす取り組みも重要であると考えております。

三つ目の、居武士小学校のあり方に関する父母や地域の協議状況と行政と地域の情報交換の経過についてのお尋ねでございます。

まず、地域の中での協議につきましては、昨年の6月に「居武士の教育・地域環境を考える意見交換会」が発足し、本年の6月17日現在で5回の会議が開催されており、保護者や地域の代表が、それぞれの立場で良いところや問題点を出し合うなど、率直な意見交換がなされていると伺っております。

また、行政と地域の情報交換については、2年前から各小中学校PTA役員と教育委員との教育懇談会を行い、教育全般についての意見交換は行っておりますが、居武士小学校区を対象とした情報交換については、近年、実施した経過はございません。

四つ目の居武士小学校や子どもたちの取り巻く環境を見据え、今、行政として、取り組むべきことについてでございますが、最重点で実施すべきことは、二つ目の質問で回答したとおり、現状の学習環境について、デメリット部分を解消していく努力と恵まれている部分、優位性を伸ばしていく取り組みが必要であると考えております。

また、学校の統合については、従前から答弁しているところですが、行政の都合だけで行われるべきではなく、保護者や地域住民の主体的な意向を尊重すべきと考えており、現在、保護者が中心となり居武士小学校の将来について真剣に話し合いを進めている段階であり、行政といたしましては検討の推移を見守っていく考えであります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

○4番（山田日出夫君） それでは、再質問をさせていただきます。教員の人事の関係は教育長からポイントについて私どもの思いと大体同じ答えがあったかと思います。教師の力はいろいろな面があると思います。授業の指導力はもちろんですけども、学級指導力、特別支援の指導、教員同士の協力、協調性、部活動やクラブ活動の指導力などが求められておりますので、教育長もその辺の観点から人事を行われているということで、今後においても鋭意ご努力をいただければありがたいなと思います。

次の教科書の問題でございますけども、現在の教科書、最近の古いのは私は持っていますけども、ちょっと特定の会社の出版社になりますからお持ちしませんでしたけども、現在の教科書というのは、我々が子どもの頃と違いまして、カラフルで写真や図表をはじめ、学びのアドバイスや資料、練習問題等までが配置されて各出版社が競っております。つまりいい教科書を多くの中から選べるし、選択肢があるし、選んでいくのが共同採択の仕事だと思います。昨年度、教育長の検討のステップが設けられたということは、私の主張していた部分でもありますし、一歩前進したと思いますけども、しかし、ちょっとお答えにはなかったような気がしますけども、小学校教科書の選定は結果として変化があったのでしょうか、なかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 昨年度の小学校教科書採択前の教科書とどう変わったかというご質問ですけど、図工以外については今までの教科書と同じような、図工だけが違う出版社になりましたけど、それ以外については、従前と同じような出版社となっております。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

○4番（山田日出夫君） そのように私も聞いておりましたけども、札幌市や旭川市など大きな町では教育委員会に力がありますから、独自で教科書を採択しているんですよね。

そして両市はじめ、道央や道南などを中心に近年選定のたびに教科書選定の大きな変更の動きが予想していた以上に広まってきております。多分ご存じだと思いますけども、教科書の審査に多くの時間をあてたり、全国の教育先進地の採択状況などを重視したり、選定方法の見直しが進んでいると聞いております。お忙しい教育長、または先ほど言いました調査専門委員会といって、各教科ごとに先生の代表、父母の代表が集まって専門委員会を設けて、そこでも検討する。教育長も今年からブロックにわけて教科を担当しながら今まで以上に目をとおすことができたということだと思いますけども、改善は進んでおりますけども、お忙しい皆さんが年に数回集まり、正直言って十分時間がとれない今の方式が、あまり使いたい言葉じゃないんですけども形式化や、固定化は事実ですから固定化を生んでいるとは思いませんか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 十分、教科書採択には山田議員もご存じだと思いますけど、まず、道から出る、先ほど申し上げました趣意書だとか、参考資料というのがまず6月の、まだ今年度についてはまだ出てないんですが6月末に出ることになって、それを見た中で調査委員会なり教科書の内容をみるということになりますので、先ほど答弁でお答えしましたように各地教委で決める期限が8月31日ということで、実質2か月間の中で教科書を採択するというようなかたちが今の方法ということでございます。

それと先ほど申し上げたように、教育長で構成する教育委員協議会の中での採択の決定にあたっては、基本的には全会一致の中で教科書を採択するということになっていきますので、その辺を含めた中で今までの経過があるということでございます。協議の中で、先ほど申し上げたように、今までの従前の慣習というか、慣例にとらわれないで、一方、協議会の中でも前回の小学校の採択から各教育長がやっぱり採択者の責任を問うとか、前回の教育委員協議会の申し送り事項もあって、各教育長でやはり教科書を見なければだめではないかということもありまして、従前にとらわれないかたちで今進めているところで、また今年度の中学校の教科書についても、さまざまな意見が出てくるかと思いますが、その辺のことを含めて、よりよい教科書採択に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

○4番（山田日出夫君） 教科書の選定と学力の因果関係を示す資料が手元にあるんですけども、資料をお見せするわけにはいかないんで、ざっくりご紹介をしたいと思うんですけども、ひょっとしたら教育長もご存じかもしれませんが、教科書の採択状況とですね、都道府県別の全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストと言っているものの成績を分析した資料であります。小学校のある教科の結果を見ますとですね、成績上位の都府県、秋田、福井、石川だったと思いますけども、これら3県も含めて、評価の高い同じ教科書が、この3県は100%採択されていますし、全国平均でみても61%と採択率が圧倒的に高い教科書があります。一方成績が下位で低迷する、これ残念なことでありますけど、今のところ下位で低迷している北海道でもこの教科書の採択が毎年、私の予想を超える早さで増えまして、少し前まで30%台だったのが、もう過半数に達しました。それに連動するかのよう、この教科書の北海道の子どもたちの、小学校ですよ、小学校の成績が少しというか、上昇してきております。しかし、そんな全国、道内の動向に対して、

我が管内では先ほど言われたように、結果としてですけど、時間のない中でと、それもわかります、全国シェア15%の従前の教科書を共同採択していると思います。この資料で言えば全国的に定評のある教科書を使う都府県は学力も上位だと結論づけております。もちろん学力の向上につきましては、教科書だけで決まるものではありません。これはもう当然のことであります。ただ教科書と学力の向上に何らかのと言いますか、私はかなりのと思いますけど、因果関係を認めることができると思います。先ほど時間がないということ、まったくそのとおりなんです。私のときもそうでした。であるならば、このようないろいろな資料、もう数値で出ていますし、いろいろなものがある中で、そういう検討はされているのかな。時間ないことはわかりますけども、時間がないと言ったら、なかなかいいものも変えるチャンスもないことはわかります。そのような中で、こういうことは採択の観点にないのかな、あったらどういう扱いをされたのかなという疑問がいつも正直言っております。北見ブロックの教育長は林教育長も含めてだと思えますけども、この件に関しては非常に改革に熱心だと身近な教育関係の方から聞いております。その人もその一人だと思えますけども、教育長はこれからこのような観点、時間だけではない、もう少し数値等の資料も重視したことについての選択の作業について、どのようにお考えか伺いをしたい。またこれは中学校の選定ともからむと思います。よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、教科書のその教科によって、それぞれの教育の出版社の中にあるんですが、あくまでどの教科書も文科省の検定がまずとおっているというのが前提の中で、それと学習指導要領に示された内容が記載されているということであれば、どの出版社の教科書をとっても内容の差違はあるにしても、そういうことがあると思っているところでございます。それと山田議員のほうから全国学力テストと教科書の出版社によって差違があるのではないかというお話もありましたけど、確かに私も新聞の記事で昨年の教育新聞の中で、そのようなある教科をとって、そのような都道府県別のポイントをとった部分がございました。それで、あの記事の中にも書いてあったように、そこと似た問題が全国学力テストの中で出題された傾向があったということでも記載されておりますので、文科省の中でそのようなことがない方向でも今後検討されるかと思っております。それで私もそういう専門的な部分、学者でもありませんので、教科書と学力の因果関係ということに関しましては申し上げることもできませんけど、あくまで確かに教科書だけではなく、先ほど山田議員もおっしゃっているように、一番は子どもに教える先生の授業力がやはりその辺のところが一番学力につながるのではないかと思いますので、それと先ほどちょっと戻りますけど、それぞれの採択、もちろん道内の各地区の採択の状況なり、全国的な採択の状況もそれぞれ資料を見ながら教科書採択にあたっておりますので、その辺も含めた中で今後採択に向けて適正に行っていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

○4番（山田日出夫君）教科書のことばかりやっているわけにいきませんが、教科書に関しましては、もう1点話をしたいと思うんですけども、今、教科書も大事だけれども教師の指導力も大事だと。もっともだと思えますし、そういう観点で教職員の人事もやられているということですから整合あると思います。そのとおりだと思います。ただ、しつこいようですが教科書が固定しているということは、最高に優れていて固定しているとい

うことであれば、そういうことだよということの答弁だと思うんですけども、私は必ずしもそうは思っていないからこういう質問になるんですけども、教科書が固定するとですね、教職員というより教師ですね、教師の指導というのも実はマンネリ化する恐れが実はあるんですよ。これはもう昔から、私が言っているのではなくて、教育学者たちが言っているわけでありまして。だから変えるというわけではありません。そういうことではないんだけれども、固まると、そういう心配もあるということだけは指摘をさせていただいておかなければならないなと思います。

次に移ります。

私は今、学力のことを言いましたけども、学力と比べても劣らないほどというか、ひょっとしたら勝るかもしれないぐらい大事なものは、子どもの心身の発達だと思うんですよ。ここに力点を置いた学習指導要領が直近の改革では、生きる力を育むということにつながっているんだと思います。その中でいろいろ例示あるんですけども、身近な例として、私の頭に浮かんだのが、訓子府小学校スクールバンドの事例でありまして、全国大会、全道大会出場という輝かしい成績結果はもちろん称えるべきものでありますけども、もちろん成績も立派でありますけども、一番の成果というのは、教育長も似た認識示されておりましたけども、努力する喜び、協力し継続することの大切さなどを子どもたちが直接実感できる教育の場ということではないかと思います。教育長も同じ認識を持たれておりますので、さすがだなと思って聞いておりましたけども、一方では、日々の活動の中で子どもたちをこのような感動体験に導いてくれる、導けるといいますか、教師の指導力も大したものだなと思っております。本当に生きる力を育む教育現場であり、教育事例だと思います。これだけではありません。いろんな学校でいろんな活動されています。このような活動をますます教育課程や学校現場に広めていくためのご認識の一端で結構ですので、ご披露いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 山田議員おっしゃるように、子どもは学力に限らず心身の健やかな成長が一番大事な部分だと私も思っているところです。スクールバンドを例に出されてのご質問だと思いますけど、先ほどお答えしましたとおりだと思いますけど、今、学力以外にも思考力とか表現力の育成ということが生きる力につながるということも言われておりますので、この辺の部分で言えば、音楽の果たす役割は大きいんじゃないかという思いもありますし、スクールバンドという中でお互いが助け合いながら、さらに成長しながら今の活動の中では本当に連帯感を含めて活動が行われているところでございます。それで先ほどお答えいたしましたように、はっきり申し上げて、うちのスクールバンドはやはりレベルも高く、日々学校の中でそういう音楽を聞くことによって、ほかのスクールバンド以外の子どもたちにも情操教育が整うとか、それとか日頃の音楽の広場だとか、消防団のパレードの中においても町民の皆さんにご披露するという事で申し上げましたら、これからはますます私自身も活躍に期待しているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

○4番（山田日出夫君） それでは、大きな二つ目に入りたいと思います。

両小学校の児童数の想定はわかりました。居武士小学校でいえば20人以下が続くけども何年かすると20人を上回るんでうんぬんというお話がありましたけども、大体予想さ

れる数字でありまして、驚いたわけではないんですけれども、20人前後、33年は27人ということでしたけれども、聞いてもまた同じ答えが返ってくるのかもしれませんが、先ほどの認識に付け加えることはありませんか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 従前からお答えしているように、今、学校のほう、特に保護者を中心とした皆さんが居武士小学校のあり方について、今、議論を深めているところでございますので、行政としては、従前よりお答えしているように、行政の都合だけで統合だとかというお話をすべきではないと思っていますし、さらに、居武士地区における地域の思いも含めた中で、その辺のところを含めた中で従前からお話しているとおりでございますので、現時点では、これらの推移を見守りながら議論が深まった段階でその辺のところを行政として関与すべきというふうに考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

○4番（山田日出夫君） 統合のことを聞いたつもりはないんですけれども、ちょっとお話を進めて、小規模校のデメリット、メリットの例示がありました。おおむね、どの本を読んでも似たような表現が載っております。私は小規模校である居武士小学校で子どもたちが、そして教員が、今まさに頑張っている点は素直に率直に評価をしております。1回目の質問で言ったように、いろんな環境整備を進めるということにも賛成であります。しかし、小規模ゆえに示されたデメリットは大体教育の基本に関わる人が多いように私は常々思っております。例を挙げますと複式授業を挙げざるを得ないんですけれども、二つの黒板が90度に配置されて、学年ごとに児童は90度違う方向を向いています。先生の直接指導を受けている間は、ほかの学年は自習、先生に指示を受けた自習をしています。子どもたちは頑張っております。先生も頑張っている。そのことについて、現に小規模校の現実ですから、それについて、やっている努力についてとやかく言う気はさらさらありません。ただ、先生に直接指導を受けている児童は活発に先生と向き合っておりますけれども、自習の子どもたちはなかなか、子どもさんのことですからね、なかなか自習と言われても、ついついできない面もある。やれる面もありますけれども、制度上一時限とカウントされますよね。正直言って単式より私は授業の密度が下がる心配を持っております。小規模校としては致し方ない現実とはいいいながら、頑張っている子どもたちを誇らしく思い拍手を送るお父さんお母さんもいます。これは当然なこと。参観させてもらった我々が感動したり、「頑張れよ」とついつい口を出してですね、応援したりする場面も見受けられることもあります。一方では単式で授業を受けさせてやりたいという悩む親心も正直あると思います。複式授業についての認識を伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 複式指導では直接指導が一単元の中で半分になるのではないかというデメリットをいわれる部分も多いことは認識しておりますけど、今、居武士小学校でやっているのは、学年別指導と同単元指導ということで、教科に分けてそれぞれ今、山田議員がおっしゃったように分けてやる場合と学年が一緒になる方式をとっているところでございます。複式学級という今の環境の中で間接指導を工夫することによって主体的な学習態度が育つということもメリットの一つでございます。居武士小学校では、先ほどいいましたガイド学習というんですけど、そのような方法を用いて子どもたちが、先生が教

えている以外の学年については、ミニ先生という子どものリーダーがリーダーとなりながら自主学習を進めている方式をとっているところでございますけど、ワークシートも活用しながら少人数での学習を進めているということで問題を解決する能力だとか、先生がいなくても自分たちで進めていく主体的な学習態度も育つということも大きな教育成果だと思っていますので、今の環境の中でそういうところでは先生の授業力も問われる部分もございまして、先生たちと学校全体として日々研鑽しながら、今、複式学級での授業を行っているところですので、その辺のところを小規模校のメリットを生かしながらやっていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

○4番（山田日出夫君） メリットと言われましたけども、少ない中での工夫というか、いいところを見つけようとしたらメリットの方にカウントされているのかなという印象もありますけども、授業だけでなく運動やスポーツがしにくいとか、生活面では家族的な絆の深さは図れるというような大事なこともありますけども、やはり交友関係の固定化から学年が進んでも新しい出会いがない、少ない。大勢の中でさまざまな体験をする機会やいい意味での競い合い、いがみ合いが身につく機会がどうしても限定されるのかなど。生活面でも学習面だけでなく、成長に心配が残るなということでもあります。先日、両校の運動会を参観させていただきました。訓子府小学校では、各種目をとおして230人ぐらいの子どもたちの成長が1年生から6年生まで階段を上るがごとく私には見えました。一方、居武士小学校の運動会は18人がグラウンドで大きな声を出して躍動して協力し合って、笑いあり、ちょっと感動的な、私としては、じんとくる場面もありましたけども、教育長知っているかな、24の瞳という映画があったんだけど、居武士の36の瞳と私はふと頭の中によぎるぐらい感動はしました。子どもたちの輝きは一生懸命だからだと思うんですね。だからいいんじゃないのかということにもまたならないのが教育の深さではないかと私は思います。子どもたちの成長のための教育環境が町内だけみても大きく違う環境がありまして、感じるものはありました。人口5千人足らずの小さな町でわずか5kmほどの距離に大きく教育環境が違う二つの学校がある。保育園、幼稚園で一緒に育ち、小学校でわかれ、また中学校で机を並べる。子どもがとおる教育の道、ジグザグ道路なんですよね。改良舗装必要でないでしょうか。教育長は若いころ農道整備などの技術者だったと思うんですけども、このような若干利用に課題が残るような道路、一番最初に調査設計しませんか。そして早めに整備に努めないでしょうか。道路に例えてはちょっと軽々の面はありますが、わかりやすく言うとジグザグの教育の道について認識を伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、議員のほうから道路に例えた教育の部分をお話されたと思います。確かに道路もいろいろな種類がございまして、その関係に即した私は道路をつくるのが最善の一番のことだという認識を持っているところでございます。そのような中で今、居武士小学校、先ほど運動会を私も観覧させていただきましたけど、確かに訓子府小学校二百数十名の運動会と居武士小学校の18名の運動会の中では、その環境の中で違う運動会であったことは事実でございますけど、私自身も居武士の毎年いろんな行事に参加させていただいている中で、あの環境の中であの子どもたちのそれぞれが役割を持って、学年が違う中でそれぞれが協力している中での向き合う姿勢というものにいつも感動を受

けておりますので、その辺のところを含めた中で、今ある環境の中の教育環境を整備していくということが私たちの役割だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

○4番（山田日出夫君） 居武士小学校のあり方については、さまざまな見方があると思います。私はどちらかというと将来にスタンスをおいて心配している側だけれども、行政としては、今の環境を整備しながら応援をしていこうということでもあります。どちらもそんな矛盾はないと思います。ないんですけど、どこに力点を置くかによって行政の仕事は大きく変わってくる。そういうことだと思います。居武士小学校のあり方について今まで父母の皆さんははじめ5回ですか、話し合いが持たれたと。その内容はまったく私は承知しておりませんが、さまざまな意見が実は聞こえてきておりまして、一部紹介すると「子どもたちの将来を考えると統合してほしい」という父母の強い意見、「学校は地域のよりどころで、なくしてほしくない」というOBさんの素朴な意見、「平成28年の開校100年祝賀行事を無事に終えてから統合やむなし」という現実論、「統合はだめだと考えていたが孫の成長を考えると、今は早く訓小に通わせたい」という祖父母の、これも素朴だと思いますけれども願いなどなど、ほかにもあるかもしれません。さまざまな意見がある中で行政が地域の考えを尊重するというのはもっともだと思います。でも尊重するということと、静観するということとは私は違うんじゃないかなと思います。行政は行政の勉強というか学習、研究をしながら折を見たり機会をとらえて地域の皆さんと話をしたり説明をしたりですね、まず説明をしたり、意見をお伺いしたりということ、これまでしないということには私はならないと思いますけれども、その点どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） お話がまた繰り返しになるかもしれませんが、先ほど山田議員おっしゃったようにデメリット、メリット確かにありますし、現在、保護者が真剣に話を進めている状況もございます。それで話し合いの状況の中としては、昨年アンケート調査や、先ほどお答えしましたように、これまで5回の話し合いを行ってきているという状況の中で、今その内容というんですかね、その話し合いの内容がまだ深まっていないというか、まだ議論の途中であるということは、私自身が今感じているところで、それらのことが深まった段階で、先ほど議員は静観しているというお話もありましたが、静観しているということではなくて、その議論が深まった中で行政としての関わりを持っていきたいというのが私の考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

○4番（山田日出夫君） 私が言っているのは、今できることがあるんでないか、行政として、しておくことがあるんでないかということを言っているんであって、地域で議論されていることに口をはさむということを行っているわけではありません。そのような誤解のないようにお願いしたいと思います。

なかなかお答えが慎重すぎて、なんでそんなに慎重なのかと私は思いますけど。思いますけど、私は合併すれなんて一言もまだ言っていませんけども、何か若干の違和感を感じないわけではありません。

さて、4月1日から教育委員会新制度改正がされて、先ほど河端議員からも質問があっ

たかと思います。その中で、6月15日でしたか、1回目の総合教育会議が開かれたということで、3回開いて今年度は3回目に教育大綱を制定していきたいという答弁がありました。その中に小規模小学校のあり方についての、私がさっきから言っている行政としてできること、研究だったり、4年間の大綱をつくるとおっしゃっていたような気がしますから、開校100年も超えての計画でありますので、その辺を明記されますか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 総合教育会議に関わっての今、小規模校のあり方についての大綱なりに記載するのかというお話ですけど、あくまで大綱の中では、教育施策の中の大まかなイメージを4年間の中でうたい込むということで今整理されておりますので、その中に小規模校のあり方という部分では現時点では盛り込むことは今のところとしては、今後協議の中で決まっていくこととなりますけど、現時点では、そのようなことは盛り込むことは今のところ想定しておりません。

○議長（上原豊茂君） 山田議員。

あと2分です。

○4番（山田日出夫君） 教育大綱を大まかな教育施策ということでけども、どのような内容が大まかなのか私はちょっと今担当していないから全然わかりませんが、少なくともですね、子どもの笑顔が輝くまちづくりと町政執行方針にもあったと思うし、生まれてから中学校まで一貫した教育を追及するんだ。訓子府町は追及するんだという教育行政執行方針のくだりもあったように思います。そういった中から大綱にぜひとも書き込んでいただきたいと思います。今、お答えはいりません。検討をしていただきたいと思ひまして、これを強く訴えて、舌足らずだし、時間足らずだし、ちょっと残念な気持ちもありますけども、この問題については、これからも取り組んでいきたいと思いますので、教育委員会の中でもいろいろ頑張っていただければと思います。

終わります。

○議長（上原豊茂君） ちょっと待ってください。今、教育長からひと言回答あるそうです。

○教育長（林 秀貴君） 大綱を大まかだという部分ではなくて、基本的なことを大綱の中で盛り込むということです。大まかというイメージではなくて、細かいところまでは盛り込まないということです。その辺をご理解いただきたいのと、今おっしゃったことも含めながら教育委員並びに町長も含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田議員の質問が終わりました。

ここで午後3時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○議長（上原豊茂君） それでは休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、5番、工藤弘喜議員の発言を許します。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、私の今回の一般質問でありますけれ

ども、質問通告書に従いまして順次質問をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今回は「地方版総合戦略」と「第6次訓子府町総合計画」の策定について、これはいずれも私の考えでは非常に関連するものではないかと思っていますので、この点について質問いたします。

政府は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき各自治体に「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定を努力義務として、そういうことで策定を求めています。

同時に、平成19年に策定した「第5次訓子府町総合計画」が平成28年度をもって終了することとなることから「第6次訓子府町総合計画」策定に向け本年度から着手をする町政執行方針でも述べられています。

どちらも今後のまちづくりに結びつく課題でありますので、次の項目について町長の考えをお伺いしたいと思っております。

まず、一つ目ですが、「地方人口ビジョン」策定は現在どの程度進んでおられるのかお聞きしたいと思います。

二つ目です。この度、政府から求められている「地方版総合戦略」策定について、どのような見解を持っておられるのかお伺いいたします。

三つ目です。「地方版総合戦略」策定をどのような考え方で進め、今後どう取り組みを進めていくのかお考えをお聞きいたします。

四つ目です。「総合戦略」の内容はどのようなものになろうとしているのか伺います。

五つ目であります。ここからは総合計画についてであります。「第6次訓子府町総合計画」策定については、今後どのように進めていくのか考えをお伺いしたいと思います。

六つ目です。「地方版総合戦略」と「第6次訓子府町総合計画」の関係はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「地方版総合戦略」と「第6次訓子府町総合計画」の策定について6点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

1点目に「地方人口ビジョン」策定はどの程度進んでいるのかとのお尋ねがございました。

「まち・ひと・しごと創生法」では「市町村は国、道の総合戦略を勘案し、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定され、地方人口ビジョンはいわゆる地方版総合戦略の将来目標となるものと位置付けられています。

国では、昨年末に「まち・ひと・しごと総合戦略」を閣議決定し、中長期展望として2

060年に1億人程度の人口を確保するとの計画を策定しています。

また、北海道では5月29日に北海道人口ビジョンと北海道創生総合戦略の骨子案を公表し意見照会を行っています。

骨子案では自然増減、社会増減の仮定値からシミュレーションした数値となっていますが、2060年には2010年と比較して27.1%から35%の間で減少することが想定されています。

地方人口ビジョンは、昨年5月に日本創成会議の人口減少問題検討分科会が全国に向けて人口減少に関する衝撃的な報道発表を行い、そのことを契機に創生法案が成立し、国の総合戦略を策定していますが、成長戦略が中心の過去の自治体計画には例のない人口減少社会に向かう問題意識を住民と共有するためのものであると考えているところであります。

一方、町では、3月26日に「訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」を町長を本部長に19名で設置し下部組織として若手を中心とした13名で「プロジェクトチーム」を構成し、人口分析と将来展望の議論をしているところであります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計による本町の人口は2060年には2010年と比較し65%減少の1,911人、日本創成会議に準拠した現状の純移動が続くと仮定した場合は71%減少の1,600人程度と推計されています。

いずれにしても、人口ビジョン策定に向け、さまざまな機会を通じ住民の方との情報共有や現実的な議論を行ってまいります。

2点目に「政府から求められている『地方版総合戦略』策定についてどのような見解をもっているか」とのお尋ねがございました。

昨年度、国の補正予算で成立した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用した子育て支援を中心とした「地方創生先行型」の事業も昨年度繰越明許費で補正計上させていただき、訓子府町総合戦略はスタートしたと思っているところでありますが、国の交付金は自治体ごとの上限額を設定した基礎交付分と他自治体の参考となるような独創性のある事業に交付する上乗せ交付分の二つに分かれており、その上乗せ交付分はコンペ方式で決定され、10月の地方版総合戦略策定が条件となっています。

そういった意味からは、国の政策誘導により努力したところに財政措置を手厚くするなど、自治体同士の競争を助長し、自治体間格差が広がることを危惧しているところです。

また、昨年12月議会でお答えをしましたが、地方消滅論から端を発した感のある地方創生論は、過疎地域からの撤退と拠点都市への自治体機能の集約化を図るものではないかとの懸念は払拭されてはいません。

3点目に「『地方版総合戦略』策定をどのような考え方で進め、今後どう取り組みを進めていくのか」とのお尋ねがございました。

地方版総合戦略は、国が定めた「地方における安定した雇用の創出」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」四つの基本目標と北海道創生戦略の骨子である「道産食品輸出1,000億円戦略」「外国人観光客300万人戦略」「北海道グローバル人材育成戦略」「北の住まいる戦略」「北海道型地域自律圏戦略」の五つの戦略を勘案しつつ、本町の地域課題解決のための戦略や私が政策として掲げる「訓子府の元気づくり」につながる戦略を策定することが必要と考えています。

戦略策定にあたっては、住民参画をはじめ多様な方の意見をお聞きし進めてまいりたいと考えているところであります。

4点目に『『総合戦略』の内容はどのようなものとなるか』とのお尋ねがございました。

3点目の答弁と少し重複しますが、国の総合戦略、北海道の総合戦略の基本目標と大幅にかけ離れた計画とはならないと考えているところであります。

また、2点目で申し上げました地方創生先行型の国の交付金上限額は3,031万3千円でございますが、これは多子世帯保育料応援補助金をはじめとした子育て支援対策に充当させていただいておりますので、この事業は5年間の実施計画と位置付けしております。

今後、その他の計画を検討してまいります。事業計画、特に5年間の中期計画となりますので、確実な財源確保が必要であり、国で創設する新型交付金の規模によっては事業計画策定に影響する状況になることを予想しています。

そういったなかで、国の新型交付金の制度概要が依然として不透明な状況にありますが、新型交付金を有効に活用し、将来を視野に入れ、ぶれることなく取り組んでまいります。

5点目に『『第6次訓子府町総合計画』策定については今後どのように進めていくか』とのお尋ねがございました。

訓子府町の長期構想は、昭和44年に地方自治法に規定され昭和47年に第1次の「緑あふれる酪農郷の建設へ」に始まり、時代ごとに社会的課題解決に向けた計画が策定され、平成19年度からは第5次訓子府町総合計画で「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち」～子どもの歓声がひびくまちづくり～をキャッチフレーズに進め、来年度で終期を迎えます。

平成23年には地方自治法改正により「基本構想策定」の義務付けが廃止されていますが、次期総合計画は平成29年度を始期とする10年間程度のまちづくりの指針であり、まちの将来を示すものとして広く住民や各団体と共有し、国や北海道などへまちづくりの方向性を示すものとして、住民、各団体はもとより議会の議論もいただき、策定を進める予定であり、平成27年度は、第5次計画の総括、総合計画策定審議会の設置および諮問、現状把握に向けた調査などを予定しているところです。

第6次計画は、現在本町が置かれている環境や地域社会の多くの課題を考えると、厳しい社会情勢のなか地域の将来に大きなツケを回すことなく総合的かつ計画的な自治体運営の指針となるよう検討してまいります。

6点目に『『地方版総合戦略』と『第6次訓子府町総合計画』の関係はどのようなものか伺いたい』とのお尋ねがございました。

前段でお答えさせていただいていますが、「地方版総合戦略」は国、北海道の人口ビジョンを勘案すると将来の目標が人口減少に向かうなかでの計画であり、第5次までの総合計画の将来人口指標は拡大、現状維持であったことを考えると、人口減少時代に向かうはじめての町の指針となるのではないかと考えています。

加えて平成10年代半ばからは、国の財政危機による地方財政措置の変革など地方財政の議論が続いているなか、制約のある財政資源をどのように重点化するかなど、町の将来を地域で考えていくことが必要であると考えているところであり、少子高齢化に伴う人口減少が大きな課題ではありますが、昭和40年代以降整備された社会資本の老朽化、長寿命化対策もまた課題として挙げられるのではないかと考えています。

そういうなかで「第6次訓子府町総合計画」は将来の町のランドデザインをお示しし、「地方版総合戦略」は当面5年間重点化した戦略となりますので総合計画前期の基本計画・実施計画に計上される戦略プランとなります。

「地方版総合戦略」は、事業の効果を検証し改善を行うなど、進行管理をしていくこととなります。

いずれにしても、「第6次訓子府町総合計画」「地方版総合戦略」とともに、地域社会の多くの課題解決が目標でありますので、地域住民と歩む方向は一致すると考えております。

以上、お尋ねのありました6点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） それでは、何点か再質問というかたちでしていきたいんですが、今回は基本的な姿勢というか、取り組むにあたっての細かいことがどうこうじゃなくて、どういう方向性をもって、いわゆる地方版総合戦略ならびに総合計画に向かっていくのかという、その辺を重点的にお聞きしたいと思います。

その中で、まず一つは、最初に人口ビジョンの問題を私も取り上げてどの程度進んでいるかということでお伺いしたんでありますけれども、今そういうチームをつくって、庁舎内につくって検討しているという状況、そしてその具体的な2060年の数値もあげられておりましたけれども、一つ私自身が率直に思いますのは、今回の地方創生論そもそもが、この人口減少、地方消滅論から始まっているというところにあります。そう思っております。それであえて言わせていただきたいんですが、町長なり行政の担当者がこの人口問題をどうするかということを経うときに、これは非常にやっぱりデリケートな問題でもあるということと同時に、本町においても一番心配するのは、町民に対する、諦めるというか諦め感「もう黙っていても何してもかなわないや、こんだけ人口が減少してくるんであればどうにもならないんじゃないか」という、そういう諦め感なり、何て言いますか、無力感というか、そういったものがこの人口ビジョンを語る中でしっかり意識して町民と向かい合わない、とんでもない状況になるんじゃないかと私は思っているところです。これを軽々にこんだけ減りますと、当然ですよ減るのは当然だと思うんですよ。今の状況からいって増えるところというのは本当に限られたところしかないだろうし、そういうところでさえも減っていくという、この少子化の問題というのは何も地方だけの問題じゃなくて、もっともっと構造的にさまざまな課題を抱えて、そして、今までが非常に無策であったというところにあるわけですから、そういう部分をすっぱり抜け落ちながら数だけを経うということだけは決してしてはいけないんじゃないかなというふうに私は思っていますが、その辺について町長、特に町長の発言というのは、この問題での物の言い方というのは、非常に大事になっていくんでないかなというふうに思いますので、ちょっとこの人口問題に対する、ビジョンに対するどういうふうな発言、町民に対して向かい合うのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 細かなことを言うよりは今、国が進めようとしている地方の「まち・ひと・しごと創生」のそれらの考えうんぬんも含めて町長として基本的な考え方、とりわけ、この無力感が漂ったり、あるいは諦めが出てくるんじゃないのかと、これらに

対して町長としての考え方をお聞きしたいということだと思います。

まず、一つは、過去の戦後の70年の歴史の中で日本の社会が人口減少、とりわけ農村が人口減少になっていくという状況は、やはり的確につかまえていかなければいけない。なってきたといった。それは一つは、農業でいいますと第1次農業構造改善事業や農業基本法が1960年前後に起きてきて、日本の人口の10分の1が都市に流出していく。すなわち労働力は農村から次男、三男が都市へ行く、それはすなわち^{きょかりそん}挙家離村であり、家をあげていなくなったりするということもあわせてそういう状況ができてきたのが一つ、あるいは炭鉱やそういったものの閉山に伴うことによって、さらにまた森林では自由化によって山を持っている人たちが生活が立ち行かない、さらにまた国鉄の民営化や、私どもで言ったらふるさと銀河線等々になっていく状況の中で、関連で働く人々や農家人口が減っていくという歴史は紛れもない事実だと考えていくと、人口減問題というのは、私はそれぞれの町の責任というよりも国の政策的な影響というのは、非常に大きいのではないのか。もし工藤議員のお言葉を借りるとすれば、その責任は誰にあるのかということを考えてみたら、我々市町村や小さな自治体の責任とかということにはならないということを考えていくと国は1億人を確保していくと、そのために地方重視政策というのは決して間違っていない。現実的に都市においてもさまざまな問題がありますので、しかし、そこはお互いに課題として共有する中で、やはり立ち向かっていかなければならないのではないのか。とりわけ、言わせてもらえば増田寛也さんの言っている地方消滅や農村消滅の、町に20歳代、30歳代の女性がいなくなってくると町は消滅するんだと。そして、その結果として選択と集中という考え方が必要なんだと。もっと言うとコンパクトシティを推奨していくということがありありとやはり出てきているわけなんです。それは何か。まわりの訓子府や置戸やそういった町よりも北見市を中心としたまちづくりを進めていこうという考え方が明白であります。ここのところは町長としていかなものかと私は人口減少社会は国民総1億人以上の国民の全体の課題であるけれども、それは皆で考えていこうという議論にしていけないと、小さな町は生きていけないのかなんて議論になってしまうというのは、まさに非常に危惧している一人であります。

○議長（上原豊茂君） 工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 今、町長から答弁いただいたんですが、本当にそのような状況、いわゆる考え方も含めて、どう受け止められているかという部分でいけば、本当にそのとおりだなというふうに思います。やはりそういう部分をしっかりと説明をしながら話をしながら、この人口問題について、減っていいんですよというふうに私は決して思いません。訓子府もやはりこの問題については、何らかの対応も含めて、我が身のこととしてどう主体的にこの問題を解決していくのかという、それはやはり非常に大切だと思っています。そのためにも一面的に人口減少、あるいは少子化ということを単に数字だけの羅列でいくと先ほど言ったように、すべてが諦めや受け身というかたちになって、主体的な町民自らの「よし頑張るぞ、こういうふうにしていくんだ」というところには決して結びついていけないで終わってしまうのではないかという懸念があるということで私がちょっと思っていましたので、そういうことで今、町長からも答弁の中でありましたように、本当に構造的な問題であります。今回出されている総合戦略そのものが、はっきり言ってずっぽり落ちているところがあると思うんですよ。結局今、町長が言われたことも含めて、な

ぜこうなったのかというところの検証が何もしられていない。これまでの政策の検証も含めて、あるいは産業政策も福祉政策も、あるいはもっと言えば、教育の問題も含めて抜け落ちているのが、この地方創生論だと思います。その脅威であおって、人口が減るんだから何でもできるんだみたいな、あんたたちどうするんだみたいな、そういうあおられ方をしながら、この地方創生論に向かっていったら自治体にとっても大変になるというふうに思いますので、真の地方創生には決してなっていないということだけは、しっかりととらえるだけではなくて、町民に対して語っていくということが必要になっていくのではないかな。そういうことがやはり激励にもなり、何をしていけばいいのか、何ができるのかという議論に結びついていくのかなというふうに思っていますので、ぜひそういった方向でこの創生論は語って、そして取り組んでいただきたいと思います。いずれにしても今の状況で先ほども北海道からの今回のこの総合戦略の関係でいきますと、やはりどうしても国なり、道のそういう目標とか、あるいはガイドライン的なものにしばられてしまうと。そうしなければ新型交付金というものが、なかなか該当しないのではないかなというふうな、もしかしたらそういう危機感があるのであれば、それはどこかで割り切った考え方というのは、必要にならないのかなというふうに思うんです。例えばこれは町長ご存じかと思いますが、例えば非常に時間がありませんよね、地方創生のこれから総合戦略を立てるのは特別上乗せをするのであれば10月、それを求めない限りでも12月ですか、そういう短期間の中で決めなきゃいけないんですが、基本的にはやはりこれは町民の声、あるいは住民の声、要望、あるいは課題はどうなのかというところも含めて、本来であればやはりそこが本当の意味での地方創生に値する施策が出てくると思うんですが、極めて時間のなかで一体どうするかというと、町長がご存じかもしれませんが、鳥取の知事をやっておられた片山さんが述べられていることなんですが、片山善博氏が言われている、総務大臣もやった方なんですが、結局、本物の地方創生をつくり上げるには、私も27年度の予算の中身等々を見て、現実に関心している事業をこの地方創生の名前で事業を遂行すると、そこで新型交付金の該当にすると、そして元々そこで予算をとっているものを基金として積んでおいて、そして時間をかけてゆっくりと本当の地方創生、いわゆる住民の意見をちゃんとくみ取りながら本物のものにしていく。これは後からの総合計画との関係にもなるんですが、やはりそういう取り組みということもいかなものかな、やっていけないのかなというふうに思っているところです。例えば高齢者に対するバスの支援の問題、ハイヤーに対する助成の問題、本町はいろんなかたちで手厚くというか、きめ細かな施策を打ち出していますので、そういったものを今回の地方創生の中でやると。決めたんだというかたちで活用しながら実際そこで使っている予算を基金として積んでおいて、いずれその5年間ですから、きちんと煮詰めたものをその時に基金を活用しながらやっていくという方策もいかなものかなというふうに、これは島根の保母武彦先生も同じようなことを言っていました。やはりそういうふうな知恵を使いながら本物のものを今やらないと、そういう時代になっているというところを町長はどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まともに人口減少問題を考えているなら5年間という短期間でそんな計画なんかつくれるわけがないですよ、本音を言いますと。私は何のために昭和40

年から開発計画でいう何全総、何全総という、10年刻みの国土計画を市町村も含めて総合計画でつくってきたかということを考えていくと非常に先を見通した中での計画性というのは求められていると私は思っていますから、5年間のこの総合戦略というのは、それを包含した総合計画を私はつくっていくべきだというふうに思っています。それは義務付けがなくなりました。何全総、何全総といった全国総合開発計画については、市町村の総合計画からしてみると義務付けがなくなった。そしてその総合計画の弱点もあります。すなわち人口の維持と人口の拡大にということの考え方の総合計画でありましたから、これからの総合計画は、少なからず現実的な10年計画を私は大事にしていかなきゃならない。それに総合戦略なるものの大事な柱をきっちり受け止めながら私はいただくものはいただくという従来から主張していますように、制度がどうだとかこうだとかということももちろんですけども、町長としては、実を取るという考え方を私はこの点についてもはっきり申し上げておきたいというふうに思っております。ですから、工藤議員がおっしゃるように基金に積み立てるかどうかは別としましても、私は一つは農業政策なり、福祉、教育政策が少なからず今うちの町で言いますと平成25年に樹立した第4期の農業基盤整備事業がこれから向こう10年間120億円のお金をかけて訓子府の農業の基盤を支えていくとはっきり打ち立てています。そのことと総合戦略とが関係ないかといったら私はむしろそういう総合的な政策の中に緊急として5年間の中で何をチョイスしていくかというか、引き出していくのかということの力量が私どもに問われているし、プロジェクトチームはその中で若手を中心としながら真剣に政策的な提案をして10月に間に合わせようとしているところだというふうに理解していただいて結構だと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 総合戦略の問題については、この程度にはしていきたいと思うんですが、やはり一番の今回いろいろな人口減少問題や地方消滅で脅威をあおるというかたちをしながら地方創生のような、ここにも今持ってきていますけども、国がこんなかたちで戦略をつくりなさいみたいなものがあります。その中でさまざまなことが書かれていますけれども、それこそともに抜け落ちているのは産業政策なんです。その地域の産業政策をどうするのか。いわゆるその町の地域の経済をどうしていくのかという議論がまったく落ちている。全然触れられていないというところに大きな欠陥があると思っています。やはりそれをしっかりやるのが自治体の役割かなという思いで質問しているわけなんですけれども、これをそのままやっていくことということになると本当に、いわゆる拠点都市に我々は行かざるを得なくなってしまう。この町を支える産業、いわゆる農業であり、そういったものが、半面、TPPの推進もあり、さまざまな問題が向こうも考えていますから、そういう方向で行かざるを得ないのかと思うんですけれども、本当にそういうものが抜け落ちている中で、今回これからつくり上げようとしている私たちの町の総合計画の中でも、やはりそれをしっかりとどこかに組み入れていかないことにはまずいのかなというふうに思っています。その総合計画の関係で、総合計画に行く前にちょっと1点だけ確認しておきたいのですが、今回のこの総合戦略に対して※PDCA（プラン・ドゥ・チェック・アクト）サイクルって、いわゆるプランを立てて実行して、そしてチェックをして、そしてAだから改善をするというか、そんなようなサイクルでやりなさいと。一回立てた計画をチェックしてどうなんだと検証しながらやっていきなさいということになっ

ているんだけど、そのために外部の有識者を含む検証機関の設置をしてくれということになっていますが、こういうことをそれでなくても大変なときにこういうことをこの創生法、いわゆる戦略の中で、地方創生の中で取り組んでいくということ自体が職員にとっても大変な負担でもありますし、はっきり言って何の意味があるのかなというふうに思うんですが、こういう問題については、本町の場合どのように今考えておられるのか、これだけちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 俗に言う私たちがいろんな計画の中で上げてきたPDC、さらにAが今加わった。これは国がそういうものを外部団体にも求めながらやっていくということでもありますけど、私はまずは住民が今、何を求めているのかという課題の把握のほうに優先すべきではないのか、行政的な課題も含めて地域的な課題は一体何なのかという点では、答弁でも申し上げましたように調査を適切に行っていくということをやりますし、課題等については、住民の代表の皆さんとともに協議しながら、その改善の方策を練っていかなければならないというふうに考えています。

それから基本計画は、やはり産業政策であったり福祉政策であったり、教育やさまざまなそういうあるべき論の柱に基づいた施策をちゃんと構築していくということがすごく大事なんではないのかと私は思っています。

先般、春にまち・ひと・しごと創生本部の職員と我々が懇談する機会がありました。その時に私はこういう質問をさせていただきました。例えば私どもが一番困っている認定こども園、補助金もない、厚生労働省も文科省も内閣府も走り回ったけれども、なかなかそれらを支援してくれるところがないんだと。今、私の町にとって幼保一元化や一体化や、あるいは働く女性たちが安心して子育てできる環境というのが行政的な優先的な課題なんです。これに対して、まったく支援ができないという創生というのは一体何なんだと、ソフト事業だけ助けてくれればいいって話ではないと。ハード事業も含めてやはりやるべきではないかという意見を申し上げましたら、その派遣されてきた職員のキャリアの方でしたけども、町長さんのおっしゃるとおりですと。私どももソフト事業だけでなくハード事業をこの創生法の中で認めてほしいと言っているけど財務省が認めてくれないという発言、だから町長さんたちも声を上げてくださいとこんなレベルの話ですから、やはり私たちはしっかりこの10年間の総合計画を立てる、そして同時に現状として人口減少問題に対して応えていく総合戦略もその中に組み入れながら私は計画をきちんとしていくということは今、私たちが求められているスタンスではないかと思えてなりません。

○議長（上原豊茂君） 工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） それでは、総合計画の関係なんですが、質問の最初の答弁でも極めて回答されていますので、深く立ち入ってお聞きするということはあまりないんでありますけれども、やはり一番は総合計画を策定する中で住民のいわゆる地域の課題も含めて町民の方々の今何をどう困っているのか、その課題は何なのか、どうありたいのか、どうしてほしいのか、あるいはどう苦しんでいるのかも含めて、それをどう聞き取るかということが何よりもやはり一番先に求められているんじゃないかというふうに思っています。これは総合計画の関係でいけば、来年までありますので、ちょうど狭間になっていますのでまだ時間がある。これはやはり丁寧に取り組んで、今までの総合計画よりもより丁寧に

取り組む必要があるんじゃないのかなというふうに思っているところです。それで前回の第5次総合計画の中、この取り組みなんかも非常に丁寧にいわゆる何回も集まりも持ちながら、策定審議会の委員の人たちとの会議も持たれて、そして結構突っ込んだアンケートの結果も含めて参考になりました。アンケートも当然やらなければいけない。全町民的な声を聞くという意味では大事ですけども、できれば各町内会・実践会なり、団体に町長自らが出向いて本当にこの地域では何が今必要なんですか、将来に向けて、10年後に向けて何が心配なんですかということをやはりしっかりと聞いて歩くということから始まるのが大事じゃないのかなという思いはしています。そういうふうなことをちょっと今考えてはいるんですが、アンケートは当然やるべきだとは思いますが、そういう考え方はどうでしょうか。そういうことは考えにあるかどうかも含めてお願いしたいんですが。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、総合計画の事前の調査について再質問いただきました。そういう意味では、第5次計画ではアンケートをとった中で各団体に集まっていたいて進めたというところでございますけども、今回6次の計画の部分につきましては、議員言われるようにアンケートの実施は当然のことなんですけども、今、町長、政策として広聴活動の一環として車座トークということで、地域に出向いていくということでございますので、おおよそ29、町内会・実践会でございますけども、ちょっと時間はかかりますけども方向的には、そういったかたちで地域の声を聞いていきたいというふうに、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 本当になかなか大変なことではありますけれども、ぜひ声を聞くということの、単に聞くということ、また町民の側からしたらものを言うということだけではなくて、そこからお互いに職員も町長も、そして、できれば議会も含めて共有すると、これは行政だけでなく議会も含めて、やはり何らかのかたちでつくり上げていかないと、先ほどの人口減少、人口減少さえ言っていれば何とか村や町は何とか我々の好きなようにできるんだみたいな、そんなものにのまれないでいくような、まちづくりこそやはり今回の総合計画になるんでないかなと思うんで、そういう意味では、やはり多少時間はかかって、やはりそういう声を聞きながら信頼関係を築きながら進めていくことの意味というのは大きいんじゃないかなというふうに思っています。それで私自身も、自分は共産党の中で、今回、選挙戦の前に町民のアンケートということで、アンケートを皆さん方から協力していただきながら、絶対的な数字は大きくはなかったんですが、ただ、いずれにしても傾向というのが出まったり、あるいは意見というのはすごく寄せられたんですよ。長い本当にB4の半分も1枚も書かれるぐらいの意見なんかも含めて、あるいはその後私もいろんなかたちでお話を伺いながらいった中で、例えばやはりいろいろ心配しているなというふうに思います町民の方々も。その中で一番圧倒的に多いのは、高齢者の方々を中心とした60歳から70歳代以降の方の、いわゆる国保料の問題、介護保険の問題、それに対する老後の心配、これはやはり一番多かったです。そして声の中でも一番不安、今の現実の生活との中の不安とあわせて将来に向けての不安での町行政に期待することの中で一番多かったのはそこだったです。次あたりにあったのが農業振興と同じように雇用をどうつくってくれるのか、若い人たちがこの町に本当に安心して住めるような雇用をどう

やって今後10年間なり、5年の中で方向だけでもみえる、そういう訴えがないのかなというのが非常に多かったです。例えば30歳代の男性の方でも、今の訓子府では働ける場所が本当に少ない。このことを本当に町民目線で職員も町長も、あるいは議員も考えてくれているのかというお話だとか、何でも企業誘致すればいいということではないんですけれども、40歳代の人なんかは、やはり訓子府の農産加工も含めた食品関連も含めた地場産業と結びついた企業が何とか訓子府で一つでも来れるような、そこで雇用の場が生まれるような努力はできないものかというお話だとか、あるいは人口減少をどんどん言われていて、それだけ聞いているだけで本当にもう不安でどうにもなくなるといふ、これは公務員というか、もしかしたら役場の職員かもしれませんけれども、本当にそういうふうに心配されている40歳代の方います。そういうことをやはり実際聞きに歩くということと共有することで、やはり何をすべきかということも見えてくるし、大事になってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ先ほど課長も言われたような方向で取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、町長のほうの考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） アンケートはもちろんですし、それから、できるだけ出向いていきたいというのは、私が町長になってからの基本的な姿勢ですけれども、ぜひまた、車座トークなんかにも積極的に、町長来いというのも含めて、双方がやはりそういうかたちの中で新しい総合計画をつくり上げていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。だからいずれにしても総合計画も、それから総合戦略も含めて、まずは住民のニーズといひましようか要求を、生活の課題をどういうとらえ方をしていくかということが一つの大事なポイントではないかなというふうに思っているところですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 総合計画についても、この程度というか、そういう方向で取り組んでいただけるということであれば、ぜひそういう私の思いもそういうことでありますので、これ以上の質問ということにはないんですが、第6次の総合計画の本当に太い柱をどのように、先ほどもちょっと関連する中で町長からも答弁いただいたんですが、この総合計画の柱をどういうふうにとらえているのか、町長としての考え方、これはやはり町民に向けても、押しつけではないんですけれども、押しつけになってはまずいんですけれども、やはり町を責任を持って担っていかなくちゃいけない町長としての総合計画に対する柱は何なのかというところは、やはり語っていく必要があるのかなというふうに思いますので、その点で何を柱に考えておられるのか、これを最後としてお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 明日、宮崎県の綾町の前田町長が3日間ほど私どもの町にやってきます。そして、私は議会がありますから対応できませんけれども、少なからず綾町は自治公民館を中心とする地域の要望というか、聞き取りを含めた話し合いを各自治公民館の中でやっているという特徴をもっています。非常に丁寧にそれぞれの自治会に出かけていって、その公民館を中心とした中でまちづくりについて語っているということを私はやはり、小さくても輝く自治体フォーラムの会の会長を務めている前田町長から学んでいかな

ければならないのではないのかなというのが1点です。それから7月5日に今、高橋知事が我が町に30分弱ですけどやってくるという連絡が入っております。それは北海道クノール食品㈱を見たいということも含めて、その対応が私どももありますから、やはり国と北海道と市町村がそれぞれ手を携え、手を取りあいながら互いにやはり課題解決に向けて一緒にがんばっていくということも一つは大事なことでないのかというのが2点目です。その点でいくと私は従来の総合計画はともすると総花的な、いろんなこぼれがないような政策的なことを書いていったような、私も担当者時代も経験ありますから、あるんではないか。そうではなくて、初めて減少社会の中でやはり現実的な課題をどうやってあげながら解決していくのかという、わかりやすい総合計画をどうやってつくっていくのかというのは、私と副町長と企画財政課長の中で今、話しているところでありますので、今までの総合計画の素晴らしいところも取り入れながら、即戦的なそういう総合計画をやはり計画をつくっていかなくちゃならないというふうに思っています。

そして、私は自分の政策であげただけではなくて、すべての町民にやさしい町づくりというのは、まさに福祉や教育こそが自治の基本だということを柱に掲げながら、少なからず来年は開基120年ですから、未来に向かって子どもたちの笑顔が輝く町をどういうふうにつくっていくのかということが大事な柱になってくるのではないのかと思います。もちろんそのベースには、基本は豊かな産業政策が実は問われてくるのではないのかなと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 最後に一つだけ、いろんな方とお話したり、訓子府のあるべき姿、将来に向けて5年後、10年後に向けての産業政策ということだけではないと思うんですが、やはり夢をどう持つか、産業政策も含めて、夢をどう共有していくかということと同時に時代に耐える、そういう産業政策、これをやはり我が町で何とかできないだろうかという方が結構いまして、これは何かというと、再生エネルギーをどうするかという問題、木質バイオマスも含めて、これをやはりそう簡単に行政でできるものではないです。だけでは絶対できるものではないと思うんですけれども、そういうもので雇用をどうするかというところとの結びついた、これは60歳代、70歳代の方が結構多かったです。率としても、全体を100としたら20%ぐらいの方が、やはりこれからの我が町の産業政策の一つに再生エネルギーの、いわゆるそういうものの資源の利活用をどうするかというところを考えてもいいんじゃないかと。それをまちづくりなり、商工業の振興に結び付けるという方向をやはり今取り組んでいかないとまずいんじゃないかなというお話もありまして、なるほどなと思ったところでありますので、そういった観点も夢という問題も含めて、総合計画の中で多くの町民の議論を交えながら、ぜひ検討していければいいかなというふうに思っています。

一応そういうことで私の質問はこれで終わりたいんですが、最後に今言った再生エネルギーの問題も含めて、新たな産業政策の夢という部分も含めて町長の考え方をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今いただいた意見につきましては、これからの第6次総合計画の中で重要な観点と思っておりますので、取り入れていきながら、これからの10年計画を

つくっていききたいというふうに考えているところでございます。

再生エネルギーについても、ご存じの方もおられると思いますけれども、玉ねぎの皮とビニールハウスの廃材を利用してRDFという廃棄物固形燃料をつくってボイラーの試運転までいったところでございますけれども、いろんな初期投資の問題や、それから玉ねぎの集約化の問題等々含めてできなかったということがあります。その点で私自身もペレット自体が難しいとしても、何とかまずは公共施設の中でということで考えたのが地中熱であったり、あるいはヒートポンプを利用した効率的な環境にやさしいエネルギー的な公共施設の燃料を使うことができないかということもあります。さらにまた、まだ詳しくは申し上げることはできませんけど、さまざまな動きが環境政策を巡って私どもの町にも到来しておりますので、時期がきたときには、またお話をしたり、また相談をさせていただきたいと思っているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 皆さんご苦労様でした。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労様でした。

散会 午後 4時35分